

平成20年6月17日(火曜日)  
(会議第2日目)

議事日程第2号

平成20年6月17日 9時00分 開議

応招議員

1番		2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
4番	田辺守	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
10番	森治史	11番		12番	西村策雄
13番	前田寿郎	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄	17番	大西章一	18番	明神照男
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

日程第1 陳情第17号、陳情第18号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

不応招議員

1番 村越比佐夫 11番 門田仁和子

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	下村正直	本庁副町長	澳本造
佐賀副町長	山本牧夫	本庁総務課長	植田壮
佐賀総務課長	藤本岩義	税務課長	松本輝雄
住民課長	米津芳喜	大方健康福祉課長	谷口明男
佐賀健康福祉課長	大塚一福	産業振興課長	松田二
海洋農林課長	矢野健康	大方まちづくり課長	松田博和
佐賀まちづくり課長	中島一郎	会計管理者	野並純
教育長	松並勝	大方教育次長	坂本勝

本会議に職務のため出席した者

議会議務局長 酒井益利 書記 宮地愛

## 議 事 の 経 過

平成 20 年 6 月 17 日  
9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

皆さん、おはようございます。

これより日程に従って会議を進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告をします。

門田仁和本子さん、村越比佐夫君から欠席の届け出が提出されましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

今日から質問戦が 4 日間、質問戦ということでございますが、前回、私事で大変申し訳ないことを致しましたが、今回、最後まで一生懸命務めさせていただきますので、どうかよろしくお願いを致します。

議長（小永正裕君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第 1、陳情第 17 号、貴議会における、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書案採択の陳情、および陳情第 18 号、最低賃金引き上げと制度の更なる改正、中小企業支援を求める陳情についてを一括議題とします。

これより、陳情第 17 号、貴議会における、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書案採択の陳情、および陳情第 18 号、最低賃金引き上げと制度の更なる改正、中小企業支援を求める陳情についての委員長報告を行います。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浜田純一君）

産業建設常任委員会に付託されました陳情について、審査の結果を報告致します。

付託されました陳情は、17 号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書です。

議員の皆さんもご承知のとおり、ここ地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている中、森林を取り巻く厳しい状況で森林経営は脆弱（ぜいじゃく）化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っております。

このような森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備は困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには過疎化、高齢化が進む中で、森林、林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要になっております。

高知県も水源涵養税の延長を決め、森林整備に取り組んでいるところですが、国においても公的森林整備の

推進と国有林、林野事業の健全化、地球温暖化防止森林吸収源 10 カ年対策の着実な実行、そして多面的機能維持を図るための森林整備等の推進はもとより、特に国有林野事業において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす、水源等公益林の整備、さらには地域林業、木材産業の振興を通じた山村の活性化など、森林の林業施策のさらなる推進に向け、資料中の 4 項目を実現するよう、強く要望するというものです。

産業建設常任委員会では審議の結果、採択するものと致しました。

議長（小永正裕君）

これで、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設常任委員長の陳情第 17 号、貴議会における、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書案採択の陳情についての質疑は終わります。

これで、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、陳情第 18 号、最低賃金引き上げと制度の更なる改正、中小企業支援を求める陳情についての委員長報告を行います。

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

おはようございます。

総務常任委員会に付託されました陳情第 18 号、最低賃金引き上げと制度の更なる改正、中小企業支援を求める陳情につきましては、昨日 6 月 16 日午前 9 時から、本庁 3 階の第 3 会議室での総務常任委員会で審議を行いました。

それではまず、本陳情の概略についてご説明を致します。

陳情内容につきましては、会議冒頭皆さまにお配りし、目を通していただいていると思いますので、ここではポイントのみご説明致します。

本陳情は、主に 2 点の部分を中心とした陳情になっております。まず 1 点目としましては、現在、制度上決定をされている最低賃金の額を、少なくとも年間の平均賃金の約 50 パーセントに相当する、時給 1,000 円以上を保障すべきであるということと、あと、もう 1 点目と致しまして、47 都道府県でそれぞれに決定をされている最低賃金の額を、全国一律のものにすべきであるという内容になっております。

本陳情の採択に当たりましては、総務委員会の審議の中で賛否が分かれました。具体的な議論の内容と致しましては、現在の高知県の最低賃金である時給 622 円を多少上げていくという方向で意見書を提出するという趣旨は理解できるのですが、その額が 1,000 円以上ということになると、現在の我々の地域の経済実態と極端に解離したものになってしまう恐れがあり、この地域にある中小企業の経営状態をさらに逼迫（ひっぱく）されることになりはしないか、という意見が出されました。

全国統一の最低賃金の在り方については、特に目立った意見はありませんでしたが、この意見書をそのまま我々の意見とするには、少々難しいということになりました。その後、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで、総務常任委員長の報告を終わります。

これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第 17 号、貴議会における、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書案採択の陳情についての討論はありませんか。

反対討論から。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、陳情第 17 号の討論を終わります。

次に、陳情第 18 号、最低賃金引き上げと制度の更なる改正、中小企業支援を求める陳情についての討論はありませんか。

反対討論からお願いします。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、陳情第 18 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、陳情第 17 号、貴議会における国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書案採択の陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採決です。

本件は委員長の報告のとおり、採決することに賛成の方は挙手願います。

（全員の挙手あり）

挙手全員です。

従って、陳情第 17 号は、委員長報告のとおり採決することに決定致しました。

次に、陳情第 18 号、最低賃金引き上げと制度の更なる改正、中小企業支援を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採決です。

本件は委員長の報告のとおり、採決することに賛成の方は挙手願います。

（多数の挙手あり）

挙手多数です。

従って、陳情第 18 号は、委員長報告のとおり採決することに決定致しました。日程第 2、一般質問を行います。

質問に入る前に、質問の順番に変更がありましたので、ご報告を致します。

3 番の村越比佐夫君が 9 番に、9 番の矢野昭三君が 3 番に、それぞれ順番が変更になりました。

答弁者および執行部には昨日連絡を致しておりますので、ご了承願います。

順次発言を許します。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

議長より発言のお許しが出ましたので、2 点について質問を致します。

第 1 点の質問でございますが、第 1 点は後期高齢者保険の説明はこれでよいかということで町長に質問を致しますが、詳細なところにつきましては課長の説明ももらいたいなあと、そんなに思いますので、よろしくお願いを致します。

ご承知のように、小泉内閣の聖域なき改革ということで、政府はいわゆる 65 歳以上の高齢者の 50 万以下への控除もカットしたり、また、75 歳以上の方々の老人の、いわゆる収入等と所得等に関係なく、家族から引き離して、ほとんど収入のないに等しい老人からも後期高齢者保険料の支払いの義務付けを致しました。

これを受けまして町は、今年の 3 月議会、この後期高齢者保険の提案に当たりまして説明がございましたが、非常に私はこの中で理解できない点がございました。いわゆる保険料の徴収に重きを置いた説明でございました。ご承知のように、保険には 2 つありますがね、災害とか、いわゆる自分の生命にかかわることを保障する保険と、この健康保険ですよね。この健康保険は、いわゆる保険料と、病気のときに治療を受けて、けがや病気を治す、そして健康を保つ。そういういわゆる 2 本立てが健康保険だと私は理解しておりますし、そのようにこの健康保険の、いわゆる詳細な説明書にも記載されております。そのことを考えますと、いわゆる町の行ったあの保険料一辺倒の説明でよかったのか。

町はですね、皆保険維持の、また健康保険の運用に重きを置いた、強調された説明がございました。しかし、肝心の病気の老人が受ける医療制度の内容、病院や診療所、総合病院での入院時の問題と、かかりつけ医の制度の周知徹底も、この件についての説明もなかったわけでございますが、いわゆる高知県の医師会が反対をしておりますその重要な点について、いわゆる後期高齢者診療料の問題でございますが、当然これは病気にかかった老人が直面する問題ですが、こういう問題がほとんど説明もない。私、不思議でならんわけでございます。

政府与党も厚生省の当初の説明が、いわゆる低所得者と中間の方々と高額所得者のいわゆる方々への負担料の説明が今になってですね、当初の説明とは逆になっておりますね。いわゆる、所得者の負担増の問題です。このようなことはですね、当初から予想された。執行部、町長の言われるような、そういう説明だけでは理解し難い。誰でも普通、町民は分かっております。

しかしながら、3 月 25 日の町長はね、この臨時議会の後で高額の取材に対しまして、後期高齢者保険の原案は無駄がない、このように言っておりますし、ここに新聞がございまして、いわゆる制度を円滑に、速やかに施行せないかんということを言っております。年金から天引きされます、特別徴収の方と普通徴収の方々がございまして、いわゆる 180 万以下の低所得者の方々の中にはですね、が、町内には約 1 千人おられるということですが、この中には非常に条件ございまして、無年金の方々と、いわゆる 1 年間に 18 万か 20 万くらいの年金の方々と、委員会でも課長から説明がございましたこの中にはですね、高額所得者の 45 万以上の保険を払いよう人がおりますよ、4、5 人おりますということを聞いたがですが、そういう方々の格差の人が 1 千人おる

、 んですよ、1千人。特別徴収の人は問題ないんですよ。約1千7百名と言われておりますが、天引きされますので、問題ないと思うんですよ。

こういういわゆる状態の中で、千差万別なんです。生活もさまざまです。町長がですね、国の制度やから速やかにやる。町長、誰の代表ですかあんな。裕福な人も、また貧しい人もおられるでしょう。町民全体の私は、奉仕者であり、代表やと思っております。その方がこういうように言い切りますと、非常にね、私どもは危機感を感じる。この点について、後期高齢者のおられる、と、後期高齢者とその家族の方々に、詳細な説明をしてもらいたいと思います。

それに関連してですよ、なぜ私がこういうことを言うかといいますと、舛添厚生大臣はですね、5月の23日にですね、いわゆるこの制度について国家が作った、国が作ったが、施行に当たる地方は自主的、自主性を発揮して、それぞれ介護保険をやったような、そういう方向でやってもらいたい。はしの上げ下げまでは言いませんよ。すべてお任せします、自主性。町長、自主性はどんなに考えてます。

まだほかにも聞きたいことがあります、2回目で聞きたいと思いますが、まず1回目の質問をこれで終わります。

議長（小永正裕君）

答弁を。

大塚健康福祉課長。

（西村策雄議員より「町長に、後から聞きます。初めは町長に聞きようがやから、大事なところ」との発言あり）

町長でございます。

町長。

町長（下村正直君）

西村議員のご質問にお答え致しますが、周知徹底をどのように図ったかと、徴収の問題だけの説明でうんぬんというご質問でございますので、そのへんについてまず、佐賀健康福祉課長に答弁を致させます。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

よろしく申し上げます。

それでは、西村議員の質問であります後期高齢者保険の説明はこれでよいかということについて、担当課長として説明させていただきます。

今年4月からスタートした後期高齢者医療制度は、今や新聞紙上にぎやか、政府は制度の見直しを余儀なくされています。ご質問の高齢者と、その家族への説明については、町広報の平成19年8月号と、平成20年1月号、3月号に掲載し、また全戸配布を平成19年8月以降、3回に分けてパンフレット等で周知するとともに、該当の高齢者の方には、平成20年3月、4月に高知県後期高齢者広域連合が作成した後期高齢者医療制度のしおりや、保険料のしおりを送付してお知らせしましたが、制度の複雑化や活字が多すぎて、高齢者に理解しにくい点について問い合わせのあった方には、一人ひとり説明をしてきたところです。

今後も6月以降毎月、町広報に分かりやすい方法で周知すべく掲載を予定していますので、できるだけ多くの方に目を通していただき、読んでいただきたいと思っております。また、該当の方にはその都度、広域連合が作成したしおりを添えながら、個々に応じた説明をしていきたいと考えています。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

本制度の周知につきましては、今課長の方から答弁致したように、まあ国、あるいは県におきましては高知県広域連合等から、あるいは町独自の広報を通じて、いろいろと周知を図ってきたわけですが、まあだんだんとその内容が分かるに従ってですね、いろいろな声が上がってくるという中で、どうも説明が不十分であったのではないかということは各機関、私ども町もそうですが、とも反省をしなければならないというところがございます。

まあ、この度の後期高齢者医療制度につきましては、年間の国民総医療費が32兆円にも及ぶというような状況の中で、今後も増大すると見込まれておりますし、特に高齢化に伴って、後期高齢者といえますか高齢者の医療費は爆発的に増えるのではないかというふうに見込まれております。わが国が世界に誇る皆保険制度ということになっておるわけですが、この制度を維持し、今後とも継続可能なものとするために、創設されたというふうには認識をしておるところです。

この制度では、基本的には現役世代が支えとしながらも、現役世代と高齢者の負担割合を明確にし、世代を通じて公平に負担し、言ってみれば国民全体がこの制度を支え、維持発展させていこうということが基本にあるかと思っております。

まあ、中で生活習慣病の予防、あるいは平均在院日数の短縮、また徴収面におきましては、今ご質問にありました特別徴収、あるいは世帯分離の考え方、診療報酬等の問題が取りざたされておりますけれども、これについてはまあ生存権や、法の下での平等といった基本的な権限を、権利を脅かすものというふうには思っておりません。まあ言ってみれば、制度設計上の問題であろうかというふうに思います。

それであま自主性ということをお尋ねでございますけれども、そういった意味で細部ですね、見直すべきところは見直すよう、国の方に訴えもしなければなりませんし、また町独自と申しますか、町長の裁量で判断すべき、まあ資格証の発行等に、交付等につきましては、それなりの配慮をしなければならないというふうに思っております。

以上、お答え致しました。

議長（小永正裕君）

西村君。

12番（西村策雄君）

まあ、2回目の質問を致しますが、あのね町長、もっとまじめにね、まじめにまじめに答えてもらいたいですね。私は、もっと細やかなことを質問しちやうがですが。

先ほど町長がまあ国の健康保険が32兆円じゃということで、まあその3分の1を老人が使う、将来ですよ、将来のことを32兆円言いましたが、まあね町長、なんで私がまじめに、人をね、失礼なような発言をするかといいますと、この後期高齢者保険の導入をすべきやという話が、平成のね10年ごろに政府与党から出たんですよ。出た。10年後から15年後、今、約老人健康保険が30兆円になるであろうと、そういう話やった。ほんで12年に、老人保健のいわゆる65歳以上の老人の人の保険を改正せないかん、そうやないと賄い切れんいうことで、12年にいわゆる老人の保険を、老人の健康保険を変えましょう、立ち上げましょうということを決めたんですよ、決めちやう。

しかし、あのね、今まではうそが通りよった、うそが通りよった。政府の言うことをね、通りよったんですよ。しかし、一昨年参議院からね、うそが通らんかった、参議院で野党が多数を取ったから。現在ですよ、

10年がたちましたが、老人医療はですね、約11兆円で横ばいをしておるんです。政府が言うように上がってないんですよ。これ、新聞にも出てます、データが。もっとね、真剣なね、話をしてもらわんとね。私はね、ちょうど1年ちょっと前までね、政府与党の議員やったがです。ずうっと聞いてきた。ところがね、私のような働き者は意に沿わん。だから、チャンスをうかがいよった。ほんで今、フリーになっちゃおうがですよ。

こういうね、もっとね政府のね、10年も前の予想をね話されても、困るんですよ。今11兆円なにかしてですよ。あまりこれ、急激に増えるいうけどそうじゃないらしいですよ。非常に老人がね、死によ。それと、3万人以上の自殺者。申し訳ないんですがそういう人を加算すると、日本はそれを加算するんですよ、ずうっと10年続きよりますので、3万3千人くらい自殺者が。子どもは増えてない、これが問題なんですよ。だから、支え切れないだろう。この心配分かんるんですよ、当然、それは責任者はね、心配せないかんですよ。

しかしね、私の質問はそういう国のことは言いよらん。町の中で、いわゆる舩添さんが言うように、町は町で自主性を発揮してもろうても結構ですよ、言いようがですよ。町長がね、広域の会議にも出席しちよったということで、本議会の行政報告の中で話がございましたが、いわゆるこの中にですね、34市町村のうち、12町村の首長が入った運営連絡会というもんがあるそうですが、この中でね論議をしたところが、ある首長がね、国の制度やから速やかにやれ、肅々とやれ、速やかにやれ、いうことですよ。しかし、どうもこの文面を見るとね、それでは老人がこの数年、非常に出費が増えてきた、加算されてきた。税金やさまざまな問題で、大変な状態になって非常にえらいから、そりゃいかんということで、機械的には国の言うとおりにすべきやないいうことで、まあ簡単にですね、老人の人が保険をよう払わん、悪質なが以外は証明書を出さん、なるだけ支えていこうという、そういう多数の意見じゃったと聞いておりますが、この中で町長はどんな意見でしたか。臨時議会でのこのコメントね、後のコメントと、このことを聞きようがですよ、私は町長に。どうでしょうかということを知りようがや。これについても教えてください、今も同じ気持ちなのか。この広域の会議で運営協議会にもし入っちゃったら、発言はどんな発言をしたらうかなあと。

あのね、やっぱりね、老人の方々は非常に弱い立場の方もいるんですよ。核家族で、入院してから1カ月後、また1カ月以内にほかの病院が併発したときに、今の制度ではですね、1カ月しかおれないんですよ。この高知県の医師会の会長が言うているように、包括医療にしているから、いわゆる患者が選択できない。そういう取り組みになっちゃおうがですよ。こういう問題が初めから分かっちゃおうがじゃお、広報を出した言いようがやから。ほんなら、何でこういう発言までせないかんがですか、あえて。舩添厚生大臣は裁量に任せますよと言われておりますので、町民がかわいい、年寄りがかわいかったらね、やっぱりね、手をすけていく、大事なと思うんですよ。1回目の答弁にも老人を、弱い方々の、弱い立場の老人を、手をすけるような答えが一切ないでしょう。そこを私は聞きようがです。もうこまごまはいいんです。やはりね、町民のためにやれることはやると、まあ最後にありましたが、それはそのとおりに理解していいがですか。それを聞きたい。

それとね、いわゆる町長もうご承知とは思いますが、私が言うまでもなく。この健康保険とか教育とか、また国の産業基盤とか、交通体系とかね、そういうものはね国のね、社会資本、根幹をなすものなんですよ。軽々なもんじゃないんです。これを軽々に扱うと、国も町も存在しない。20、30、40億なんです。そういうことを考えますと、いわゆる国の、町の、また家庭を支える社会基盤、それをどうするのか、どう考えておるのか、お聞きしたい。

町長。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再質問にお答えを致します。

3月25日の新聞で、私が原案、当時の提案させていただいた後期医療制度に係る条例の件ですが、原案については無駄がないというふうにコメントしたということですが。これは上部の条例、あるいは組織の系統、すべて考えてですね、黒潮町だけがどうこうというような内容にはならないんじゃないかと。そういうことで、科料の額等についてもですね、多過ぎても少な過ぎてもおかしいんじゃないか、すべてにおいて、妥当な内容であるというふうに私は今でも思っておりますので、無駄も、足らずも、余分もないという意味で、無駄はないというふうに申し上げました。

またご質問の、高知県の広域連合における、まあ市町村の連携を密にするという意味で、この度運営の協議会が発足致しました。私もそのメンバーになっておると申し上げましたが。その設立の会の席上で私の発言は、先ほど申し上げましたようなことに沿いまして、まあ簡単に申し上げれば、安易に廃止だとかいう話はおかしいんじゃないかと。どこの議会もですね、国も県も各市町村の議会も、そういった広域連合等の設置等に賛成をして議決して、今日まできておると。細部での制度設計上の不備については、一定見直すということも必要であろうと。それについてはやぶさかではないが、安易に廃止というようなことはおかしいというふうな発言をしました。まあ、お金の問題だけじゃないですけども、我々議会での議決に基づいて、その広域公社や広域連合の運営費用、あるいはシステムの構築等に多額の費用も掛けております。こういったことから言いまして、やはり国としてですね、制度をいったん決めれば、よほどのことがない限り、その制度を進めて運営していくということでないと、我々も非常に困ります。まあくれぐれも町長の裁量、市町村独自で行なえる部分については、極力そういった高齢の方々に対する配慮等は致す所存であります。

まあいずれにしてもですね、この制度につきましては、この制度が施行される間際になってだんだんいろいろな声が高くなったということで、非常に混乱をきたしておりますけども、先ほども申し上げましたように、基本的にはこの制度の円滑な運用、あるいは町長、あるいは市町村の独自の対応のできる部分について、あるいは見直すべきところについては、それなりの対応をしていきたいというふうに思っています。

議長（小永正裕君）

西村君。

12番（西村策雄君）

3回目の質問を致しますが、私は廃止に賛成したか、広域連合の会議でですね、廃止に賛成したがええというようなことは言いよらんがですよ。5月27日に会があったがですよ。円滑な、当然なんですよ。そら町として円滑な、みんなそう思っちゃいますよ。

この議員もね、3月の臨時議会でやむを得ずね、これは通さんことには病院へかかれませんか、そういうことで通したと思んですよ、みんな議員は。私も反対やけど、通さないかん。しかし、内容があまりにもお粗末やから、私は賛成ようせらった。まあ通さったら大変なんですよ。これ、老人は。ほんで、円滑そうなんです。いわゆる町長の言われるようにね、この制度のね今の厚生省の仕組み、基本的に悪いがです、間違っちゃおうがですよ。先ほど言いました野党側、参議院で多数を取ったから、本当のことが出だしたということを行いましたよ。まったくそのとおりで。この、いわゆる保険もですね、この制度を作るのにどれほど要ったのか。厚生省が銭を入れちようか。この点について、四国南西地域の首長が集まって、清水で会をしちよりますね。その中でね、宇和島の市長がね、あまりにもその制度に金を掛け過ぎちよう、それを保険料にうったつけちようから、高うなっちゃ。ほんで我々は、いわゆる市民のために、町民のために、いうことを最後は言うていかないかん。そういう申し合わせをしちよりますがね。もうそれを読み上げませんが、そういうことでございますので。厚生省の舩添さんも近ごろ、トーンが低くなった。今、見直しをしようが。ひっくり

返った。昔からうそつきは何とか言いますので、だましてきた。これがここへきて本当に出てきて、試算をし直した。そのデータの問題なんですね、このデータ、どういうデータでやったか。東京のね、一部だけをデータにしちようがですよ、国は、全国やない。高知県は何でしょう、全国で3番目でしょう、この高いが、町長の言うとおりの町もね、その予算を掛けちょう。町はいわゆるこの健康保険料の負担に、増になるほど、私は経費は掛けてないと思んですが、国は掛けておるんですよ、何百億いうて。数字は言いませんが、円滑は当たり前なんです。本当に町民のことを考えて、いわゆる町長は、町でやれることはやるということですが、そのことの確認を再度したいと思います。

いわゆる証明書を速やかに出すのか、広域連合でいわゆる決まったことを、まあ守るといえるのでしょうか。  
議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

資格証の交付についてのお尋ねですので、お答え致します。

一定の期間滞納ということになれば、特別な事情がない限り、資格証を発行するという基本的なことになっております。その時点で、それぞれの配慮ということについては考えたい。今は、それ以上は申し上げられません。

議長（小永正裕君）

西村君。

12番（西村策雄君）

1点目については、3回でございますので終わります。

2点目でございますが、この点については事務局と、また議長にお許しをいただいておりますが、趣旨と要旨が非常に混同しております、課長にも迷惑かけたがですが、情報システムということで質問をしております、いわゆる防災行政無線ということになっておりますので、この点はやはり内容のように、情報システムと財政健全化とはということで質問したいと思いますので、よろしくお願い致します。

今年ですね、いわゆる一般財源等々勉強も致してきましたがですが、非常に黒潮町は事業が残っておりますように思います。そういう中で、今年からですね、自治体の財政健全化法が施行されるわけですが、この新法によりますと町の財政赤字や、また負債については、従来のように普通会計だけではなく、公営事業や水道などの特別会計も含めました財政内容の公表が義務付けとなっているようでございます。

黒潮町も過去の累積赤字がある中で、当初の見積りの4倍と言われております情報システムを導入致しますと、いわゆる町の財政シミュレーションも変わってくるのではないのでしょうか。このことを考えますと、やはりこのへんです、中長期的な債務負担比率と財務指標を公開すべきでないのでしょうか。これのように思うが、どうでしょうか。

また、借金減らしはもとより重要ではございますが、町民の生活と産業の活性化にいわゆる相乗効果のある予算執行に取り組んでおられるかどうか。

なお、緊急課題を今、黒潮町として挙げるとなれば、何なのか。質問をしたいと思います。

まず、1回目の質問は以上です。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは、私の方から西村議員の2番目の質問について、お答えさせていただきたいと思います。

要旨は、いわゆる町の財政シミュレーションの見通し、また、中長期的な債務負担比率と財務指標を公開すべきではないか。また、町民の生活と産業の活性化に相乗効果のある予算執行に取り組んでいるのかどうか。また、緊急課題を挙げるとすれば何か、ということでございますが。

まず会計制度といえますか、現在、非常にこう会計制度そのものがですね、国の会計制度そのものが、大きくまあ変わっております、議員がおっしゃるように昨年の6月に財政健全化法が公布され、平成20年、今年の4月1日からですね、一部施行されたことにより、一般会計の繰上充用額の比率を表した実質赤字比率、また、一般会計と水道会計などの公営企業会計の資金収支不足と、国保など特別会計の資金収支の比率を表した連結赤字比率、また、標準的な収入に対する各会計の公債費償還額の比率を表した実質公債比率、また、地方債残高、債務負担行為の支出見込額、特別会計への繰出必要額、一部事務組合への公債費などの比率を表す将来負担比率の4指標の健全化判断比率を、監査委員の審査を経て議会に報告するとともに、住民に公表しなければならなくなりました。

ちなみに、本町の平成18年度決算の試算では、4つの指標とも基準内にあり、今後も急激な変化はないと推測しています。

しかし、本町の財政は近年の国の財政状況の影響を受け、大変厳しい財政運営を余儀なくされている状況であります。このように厳しい環境にありますが、今後は黒潮消防署の移転や道路整備、保育所の建設、さらには学校等公共施設の耐震化など、早急に整備の推進をしていかなければならない大型事業が控えており、さらなる財政の引き締めが求められているところです。このため、この2月に開催されました議員協議会で、中長期的な財政シミュレーションをお示ししたところでございます。このシミュレーションでは、防災行政無線の整備として約6億円、情報基盤の整備費として約14億円を盛り込んでおり、合わせて20億円としております。

しかし、防災行政無線の整備は、実施計画の策定段階で基本設計金額の2倍、約8億円程度が見込まれることが判明しましたので、これが同時に整備することは、財政シミュレーション上からも無理があるとの判断をし、5月の議員協議会におきまして、防災行政無線の整備は凍結し、早急な対応が迫られている地上デジタル放送への対応や、情報格差を解消するための情報基盤、いわゆる光ケーブルの整備を推進していく方針を示したところでございます。

従いまして、情報基盤の整備を進めても、財政シミュレーションの見通しが基本的に変わることはないと考えています。まあしかし、変化はないとはいえ、先ほども申しましたけれども最近の国の政策、社会情勢、町の財政環境を考えた場合、大変厳しい状況がありますので、今後も慎重な財政運営に心掛けていかなければならないと考えているところでございます。

次に、長期的な債務負担比率と財務指標を公開すべきと思うがどうか、とのご質問ですが。このことにつきましては、先ほども言いましたけれども法制度にのっとった対応をしていかなければならないと考えております。先ほど述べました4つの指標について公表していく考えでございます。また最近はですね、公会計制度の改革も行われておまして、平成25年度までにはですね、さらに貸借対照表とか、まあ行政コスト計算、資金収支計算、総資産変動計算などを整備してですね、公表していくべきという提案もされておりますので、今後はそういった形でですね、できるだけ町の財政状況というものをお示していきたいと考えております。

次に、町民の生活と産業の活性化に相乗効果のある予算執行に取り組んでいるか、とのご質問ですが。執行部としましては予算計上に当たって、常に町民の福祉向上と産業の活性化を考えて計上しておりますし、議会で議決を得た予算を適正に執行しており、町民の生活福祉の向上と、産業の活性化につながっていると考えているところでございます。

最後に、緊急課題を挙げるとすれば何か、とのご質問でございますが。行政としての取り組まなければなら

ない近々の課題が多くあり、絞ったまあ答弁がですね、難しいところではありますが、あえて挙げるとすれば、疲弊しておる農業や水産業など第一次産業の活性化と、住民意向調査で一番多く挙げられておりました雇用問題、さらには消防署の移転や公共施設の耐震化、および情報基盤の整備ではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

西村君。

12番（西村策雄君）

2回目の質問を行います。

財政このシミュレーションについてはですね、説明のとおりでございますが、いわゆる町を取り巻く環境を考えたときに、この黒潮町が出来て合併をしてから町民の期待に沿える、いわゆる町民が安心できる、将来に希望を持てる、いわゆる基盤整備、事業の推進、これが町民が一番心配しちようがですね、期待しておる。じゃあ、何をするかというと、先ほど言われたように緊急課題のいわゆる保育所の問題、小中学校の問題、緊急な道路整備、また農林水産業の問題、雇用の問題、地震対策、ありますが、私はここで、非常にこう期待をします。しかし、期待をしていかなあと思うのは、いわゆるどうしても緊急にやらないかん仕事、基本的にやらないかん事業と連結実質赤字比率が60から20パーセントならまあまあいいですが、それ以上かさむようになると、新たな合併特例債とかさまざまな事業、金を借らないかん。こうなったときに、いわゆる国が作った財政健全化法。しかし、この法律そのものが万全かなと。そういうことで、町のいわゆる財政面、事業面をこう見てみると、これ万全とは言えない、言えない。町長はじめ執行部がですね、本当に必要な、将来効果のある、そういう事業に予算は組みますよと。町民から要望されるけれども、まあまあこれはそうやらいでも、まあ何とか、生活を落とすことはない。それならば、重要課題にこの金を回したいと。そういうね、マネジメントいいますかね、企業感覚、経営感覚、いわゆる経営感覚いいますかね、そういう考えでこれから運用せんことには、課長の言われました、答弁にありました緊急課題。これは本当この事業が、大事業がございますが、できます、できるでしょうか。この庁舎の問題もあるでしょう。道路に関係、いわゆるバイパスの問題もあるでしょう。しかし、説得力いいますかね、町長。課長にもやはりね、申し上げたいのは、説得力が大事なんです。そうして速やかに、大事業は進める。そうでないと、大事な基盤整備をそのままずうっと引つ張ると、現代のような世の中になるんです。ほんのこの間までは、品物を売ってドルを稼ぐ、為替差益でもうける、そういう国が今、資源の産出国、それが今資源大国ということで、資源が2倍、3倍、ものによっては5倍上がってます。そうすると、町の予算も増額せにゃあ、できんなりますわね。鉄は50パーセント上がった、どんどん上がってくる。そればあじゃないですね。希少鉱物と言われるマンガンとかそういうものですね、チタンとか、それからカーボンとか。これもなかなか入りにくくなった、どんどん上がって。そういうことを考えると、行政の停滞とまでは言えませんよ、言いませんが、それがブレーキ、サイドブレーキをかけると大変なんです。つけがまわってくる。だから、執行部の説得力を非常に重要な、重要なんです。事業を起こすと、宣伝が大事なんです。宣伝する人が大事なんです。

だから私は、先ほどもこの後期高齢者の中で話をした一つの問題は、やはりね、信頼関係を町民と結ぶか、どう結ぶかということです。そういうことで、重要課題に向けて私は早急に取り組むべきや。そうやないと、いわゆるさまざまな予算、思いもかけない予算の増額で、事業が頓挫する。そうすると、町民が非常にね、損をするわけですから。

その点について、もう1度質問を致します。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは、私の方から西村議員の再質問につきまして、お答えを致します。

ただ今は大変、財政健全化を確保する、堅持する意味で、貴重なご意見をいただいたというふうに認識を致しております。特に、先ほど総務課長の方からお答えを致しましたように、19年度決算から、いわゆる財政健全化法に基づく指標を定め、監査委員のご意見を伺い、そして議会に報告し、公表するということになっておりますし、また併せまして、2年後になりますけれども、今定例会にご提案を致しました予算に計上致しております、特に財政シミュレーションを踏まえながらバランスシートの作成、あるいは行政コストの問題等さまざまな問題を抱え、これからの自治体の財政運営を行っていくというふうな時代になってまいりました。

特に事業につきましては、たくさんの事業がございます。文教施設におきますいわゆる耐震化の問題、あるいはまた消防署の移転の問題等さまざまな課題を抱えておりますが、これらを十分精査し、健全な財政を運営を堅持することの整理をしながら優先順位をつけてですね、健全財政運営に堅持をしていきたいと、このように思っております。

特に西村議員、監査委員でございますし、一般会計、あるいはまた8つの特別会計におきましても、それぞれのご事情をよく熟知していただいていると思っております。側面からのご支援、ご協力もぜひともお願いし、指摘を受けながら健全財政運営を堅持していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを致します。

議長（小永正裕君）

西村君。

12番（西村策雄君）

課長からの答弁で、農林水産業、緊急課題の一つに農林水産業があると言われておりますが、また雇用の問題、そして地震対策、まったくその通りでございますが、農林水産業がいわゆる落ち込んでいる中で、今非常に大きな問題になっておりますのは、この燃料の問題。燃料の高騰なんですよ。聞くところによると、A重油が、昔じゃないですね、この前まで30円が、今120円になったとか言っておるんですが。

それと、この農業も林業もですが、非常にこのガソリンを使うんですよ、混合とか。私の親戚に、いわゆるハウスをやりようがですが、高知で大型のハウスをやりよう。会社は、一家で会社を3つ持ってやりよう。燃料の高騰で、もういつ閉鎖しようかということになってきた。何十万が何百万の支払いになってきたから、もう閉鎖するしかない。まあその、非常に優秀な、高知県でも優秀な農業でありながら、そこまで追い詰められたから、非常に危惧（きぐ）するわけですよ。

そういうことを考えますと、雇用にも関係してまいります。雇用が落ち込めば、税が、町民税が落ち込みます。やはりね、手持ちの金がないと一番困るわけですので、これ以上の私はね、収支比率を考えると、特例債にしる地方債にしる、どんどん発行して金は借れ、どんどん借れという時代じゃございませんので、これからのいわゆる財政の運用、それと執行部のリーダーシップ、非常に重要になってまいりますので、あえて町長に対して指摘をしたいのは、こういう時代になってきますと、町民からさまざまな意見がくるんです、議員もそうですが、自分とまったく、いわゆる相反した、まったく反対の意見も出てくる。そういう人をですね、絶対敵視しないようにしてもらいたい。やはりね、意見はニーズとして取り上げる。その中から次への、それをステップにして次へ進んでいくというね、そういう政治力、外交力。ぜひそういうことを養って、もし寝て、寝かしておれば、たんすから出して、今使ってもらいたい。大変な時期なんですから。

この農林水産業の問題について、もう一度ですね、課長。課長の存念をお聞きたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

3回目の質問、課長の存念をということでしたが、私でいいでしょうか。

原油の高騰に端を発します今回の、特に第一次産業の困窮というのは、本当にまあ何割どうなったという次元ではなくてですね、油にかんしては本当に2倍、3倍というような話になってきておりますので、これはかって、わずかでも利益を得ておった部分が、はなから飛んでしまうというような経営状態というのが、容易に想像されます。また、私の方にも施設園芸農家等からですね、そういったことに対して救済の要望もあります。しかしながら、非常にこの問題については世界的な、あるいは全国的なことですので、これを全面的に支援、救済するということは、なかなか難しい状況にあります。

まあ、ひとつ大きな話になりますけれども、かってはですね、まあ1980年代くらいから特に新自由主義ということで、まあ経済至上主義といいますか、相場によってどんどん値段がついていくというようなことになってきました。その中でも、まあ円ドル関係とかですね、為替関係では、日銀やとかFRBとか、あるいは場合によったら複数の国が協調介入するというようなことで、一定の政治でですね、コントロールもされておりましたけど、ここ数年はまったくもう野放し状態というか、そういう状態になっております。それがために、大変大きな問題になっているわけですが。

そういう状況ですので、なかなか一自治体がですね、またこういったことを言うと叱られるかも分かりませんが、一自治体が政策によってですね、これをコロッと変えるということはまったく、到底かなわないわけでありまして。まあしかしながら、地域の皆さんの実態をですね、我々の政策、あるいは取り組みによって、少しでも維持、向上させるようなことをこれからも真剣に考えていきたいと思っております。

なお、財政運営につきましても、皆さんがおっしゃれるようなことですね、18年度の実質公債比率につきましても13.7パーセントということで、まあ県下でも割といい方ございましたけども、これから大型事業が控えておりますので、この比率も増大することは明らかです。しかしながら、15パーセント以内くらいには抑えていこうというふうな決意ではあります。

また町長がですね、いろいろこういう時期ですから、町民の皆さんからいろんな意見が出るだろうと。そして、まったく自分の考えと反対の意見も出ると思うけども、それに対して真剣に聞いてほしいということですが。常にそういうつもりでおります。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、西村策雄君の一般質問を終わります。

この際、10時25分まで休憩致します。

休憩 10時12分

再開 10時25分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、前田寿郎君

13番（前田寿郎君）

議長に発言のお許しを得ましたので、通告に基づきまして3問について町長、教育長に質問を致します。

まず、第1問の学校施設整備についてでございますが、1点目の三浦小学校校舎の耐震診断の結果の対策と、学校教育施設整備計画の策定を伺います。三浦小学校の第2次耐震診断の結果が出ました。それによりますと、当該建築物は地震の振動および衝撃に対して倒壊、または崩壊する危険が高い。本建物は不同沈下の影響により、梁（はり）が既に降伏しており、改築の際には不同沈下の改善や部材の体力、靱性の評価について十分な配慮が必要であるとの結果が出ております。

私は三浦小学校に足を運んで、大変驚きました。職員室および廊下が陥没し、表面が波打っております。教室や廊下の窓はゆがみ、開閉ができない状態です。そんな劣悪な環境にあって、危険と背中合わせで学校生活を余儀なくされている児童や教職員は、精神的にも不安定な現状であり、状況であり、一時も放置することはできない現状で、胸が痛みました。

このような不安定で異常な環境は早急に改善すべきであり、抜本的な対策が必要ではないでしょうか。地震が起きたら、子どもの命を守れないと、表情を曇らせる教職員の気持ちが、痛いほど分かります。国は公立小中学校の耐震化で、市町村が行う耐震化事業への国庫補助率を2008年から2010年の3年間に限りまして、増額することになりました。補強事業で2分の1を3分の2に、改築事業で3分の1を2分の1に引き上げました。また、地方交付税の配分では、市町村の実質的な負担割合は、補強が31パーセントから13パーセントに、改築では27パーセントから20パーセントに軽減されます。ここで、この劣悪な校舎の見直しをすべき国の補助事業を活用し、合併特例債を運用して、他の事業を優先してでも早急に三浦小学校の改築をすべきと考えますが、町長のお考え、町長の任期中に着手してもらいたいところですが、その考えをお聞きます。

また、合併協定項目の確認事項で学校教育対策の取り扱いでは、学校教育施設計画については両町の現状の計画を基に、新町において速やかに策定するとなっておりますが、策定がされておるのかどうか。策定がされておれば、その内容を伺います。

また、今議会に提案している第1次黒潮町総合振興計画でも、学校教育の充実の主要施策では、安心して学ぶことのできる環境の整備として学校教育施設整備計画を策定しておりますが、教育施設の改善、充実を図るためには、この策定についてどう考えておるのか、どう進めておるのか。考え方をお伺いします。

それから、2点目の佐賀中学校前周辺開発基本計画の概要と、教育行政のビジョンをお伺い致します。併せて、地元対策として町道芝明神線を学園道路の改良と位置付けまして、マスタープランに生かすお考えについて伺います。

黒潮町の過疎地域自立促進計画書および事業計画では、平成17年度から平成21年度の5年間の計画で、佐賀小中一貫校新築を概算事業費8億円で、平成20年度3,000万円、平成21年度7億7,000万円で建築することになっております。この過疎計画は、平成16年12月議会で議決、可決されたものです。この過疎計画は生きているわけですが、町長はどのように考え、進めておるのかをお答え願います。

先月5月31日に、町役場は佐賀中学校前周辺開発基本設計に係る地元説明会を開催しました。保護者の意見として、マスタープランによる学校建築に反対する者はいなかったと思っております。早急に佐賀小中学校の建築を望んで、皆さんがおられました。本年6月議会で先輩議員の質問に対し、町長答弁では一定の条件が整い次第、なるべく早く中学校校舎の改築から始めたいとの答弁でしたが、建築は小中一貫校か、併設校なのか、単独校なのか。その方向性を示すとともに、建築の目標年度をお伺い致します。

また、町道は通学道路であり、災害時の避難道路でもあり、道路改良を地元住民はもちろん、保護者や地域住民は期待しており、町道芝明神線の町道改良を学園道路と位置付け、マスタープランの計画に入れていただきたいと考えますが、町長のお考えをお伺い致します。

1 回目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

それでは、前田議員の質問にお答えをしたいと思います。町長の考えということでございますが、まず最初に、私の方から答弁をさせていただきたいと考えております。

通告は2点ありまして、まず1点目の三浦小学校の耐震診断の結果の対策と、学校教育施設整備計画の策定を問うということからお答えをさせていただきたいと思っております。三浦小学校の耐震結果につきましては、今年4月21日の議員協議会で説明を致しましたが、これによりますと、まずコンクリートにひび割れがあることは、不同沈下によるものであるというふうな判断がされておるところであります。

それからまた耐震診断の結果であります。今の議員の質問にもありましたように、IS値、これは構造耐震指標ということになっておりますけれども、これが低い所で0.31ということになっております。で、これは先ほど言われましたように、地震の振動および衝撃に対して、倒壊または崩壊をする危険が高いと考えられるとの報告がありまして、補強が必要になっております。また、梁（はり）等につきましても、不同沈下によって既に降伏をしておると。そういうことから、靱性は期待できないという結果になっております。

先日の、岩手宮城内陸地震の状況や中国四川大地震では、多くの小中学校が倒壊をして、多くの子どもたちが犠牲になったことを思うと、一日も早く安全な校舎をとということになります。

三浦小学校も第2次診断を受けまして、町と致しましては早急に対応をしなければなりません。本町内にある小中学校校舎は、56年以前に建築をした耐震を必要とするものがほとんどでありまして、昨年度から耐震診断、この2次診断を実施をしております。残りの校舎も、本年度と来年度ですべての校舎を診断をするというふうに予定をしておりましたが、どうしてもこのような状況ではいけないということで前倒しをして、本年度で残りの2次診断未実施の学校施設を行いたいと思っております。

従いまして、この診断結果を見て総合的に検討をし、その上で教育施設整備計画を策定をしていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど議員の質問の中で、国の補助率がアップをされたということで質問がありました。この、国の補助率アップの条件と致しまして、IS値が0.31未満の施設については、今の特例法に適用になるということになっておりまして、幸か不幸か、三浦小学校の場合には0.31というIS値の結果になっておりますので、この特例法には適用しない、補助は一般、これまでの補助率の適用ではないか、というふうに考えておるところであります。

それから、第2問目の佐賀中学校前周辺開発基本設計の概要と、教育行政のビジョンを問うということあります。そして、地元対策として町道芝明神線を学園道路の改良と位置付け、マスタープランに生かす考えはないか、ということでございます。佐賀地域では、合併以前から文教施設等検討委員会によりまして、学校や保育園施設の位置を検討をされておりましたが、1カ所に絞ることができないままとなっております。そこで、合併後18年度事業として、佐賀中学校前周辺開発基本構想、いわゆるマスタープランを作ることになりました。佐賀地区の将来のまちづくりを考えたとき、文教施設は現在の小中学校や佐賀保育園がある位置を基に、まず保育所の位置の決定に取りかかったところあります。これは保護者との協議を経て、現在の小中学校前に決定をしております。マスタープランではこの位置で4案を作成を致しましたが、この中のB案をもって進めることとして、本年度この用地購入費等を予算計上しているところあります。

また、学校施設についてはどうするかということですが、保育園がB案で決定をしたということになりまし

たので、今後の学校計画については、このB案を基に進めることになると思っております。しかし、先ほども言いましたように佐賀中学校、佐賀小学校については、本年度耐震の2次診断を実施することにしておりまして、この結果によって補強工事でもいいのか、あるいは改築工事にすべきなのか、こういうことを検討をしていかなければならないというふうに思います。このような工事につきましては多額の費用が当然掛かってきますので、本町全体計画の学校施設第2次診断の結果を見て、総合的に検討していかなければならない、このように考えておるところであります。

次に、教育行政のビジョンということでございますけれども、これは先日、今議会に提案を致しました第1次黒潮町総合振興計画や教育行政方針に基づいて、教育の推進を図っていききたいと、このように考えております。

次に、町道芝明神線を学園道路の改良と位置付け、マスタープランに生かす考えはないか、ということでございますけれども、小中学校の診断結果によって、総合的に検討する時期が当然、近い将来くるというふうに思いますので、その時点であらためて詳細に検討をしなければならない、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

町長。（議場より、何事か発言するものあり）

暫時休憩します。

休憩 10時 43分

再開 10時 44分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

教育長（松並 勝君）

私の先ほどの答弁の中で、国費対象がIS値0.31未満というふうに言いましたが、大変申し訳ありません、0.30未満でありますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

前田議員の1回目のご質問に対して、町長に問うという部分についてお答えを致します。

基本的に、この学校施設に対する耐震化の考え方は、今教育長が述べたとおりでございます。

佐賀の旧佐賀町議会で、16年の12月でしたか、議決された過疎計画の中で、この中学校の建て替えということ年次を定めてうたっておると。そのことに対して、どういう考えかということでございます。まず、その議決というのは尊重しなければならないというふうに思っております。また、その中学校と小学校について併設か、一貫か、単独かということでございますが、今マスタープランではですね、併設という考え方で進めておるところです。

また、建設年度につきましては、まあ昨今のそういった事情でございますので、とにかく安全な学校ということは絶対的に求められる事柄であります。そのためにも一日も早く対応しなければならないと思っておりますが、まあ現実には補助事業等を導入してですね、建て替えると、あるいは補強するということになりまして、どうしても前段として耐震診断が必要になります。そういう意味で、まあ先ほどの教育長の答弁にもありましたように、この耐震の2次診断につきまして残った学校、校舎、あるいは体育館につきまして、前倒しをしてですね、なるべく早い段階でその診断をするというふうに努めてまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

前田君。

13番（前田寿郎君）

2回目の質問を致します。

教育長の答弁では、まあ総合的に判断して検討していくということで、あまりこう踏み込んだ、もう少しこう踏み込んだ答弁がいただけるかなと期待をしておりましたところですけども、そういうことが伺えません。残念でございます。

実は、そのタイムスケールのなもんですね、目標年次を定めてやっていきたいと、やってもらいたいと、こう思うのですが。しかも、施設整備計画については、今作ってないということですね。速やかに策定するというので、合併協で決まっておるんですよ。それはどういうことですか、出来てないということは、今まで出来てないということは、どういうことですか。子どもらの命を守る学校、ね。そのための計画、これが出来てないということは、どういうことですか。

そこを、1点だけお聞きします。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

再質問にお答えを致します。

この学校教育施設が出来てないということですが、先ほど答弁しましたように、町内には非常に耐震化ができていないというふうなことでございまして、どうしてもこの耐震化をするということになりますと、当然大きな予算が要するというふうなことがあります。

先ほど、町長の答弁の中にもありましたように、この教育施設整備計画ということになりますと、一番考えないかんことは、今考えないかんことは、何はともあれ耐震化を急ぐということが必要であろうというふうに思いますし、この耐震化によって総合的に、やっぱり学校教育施設というのは、計画というのは立てる必要があるというふうにご考えておまして、それができなかつたために、まだこれが出来ていないということをご理解願いたいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

前田君。

13番（前田寿郎君）

3回目の質問を致します。

6月15日の高知新聞の朝刊で、県内市町村立小中学校の耐震化状況、これは20年4月1日現在が公表されましたね、教育長。それによりますと、県内小中学校の耐震化率は51.6パーセントで、全国平均を下回っております。県下のワーストスリーは田野町が0パーセント、次いで、宿毛市の26.3パーセント、次のワーストスリーが黒潮町なんですね。

県教委は、本県の耐震化率は全国的に見ても低いと。国庫補助率が上がるのを生かして、早急に補強、改築するよう、県内の教育委員会に文書通達する予定としている、こういうのがありますが、黒潮町の耐震化率の低さについてどのように考えて、今も答弁にありましたけれども、学校施設整備計画を耐震化が進まないのだから出来てないという答弁でありましたが、根本的なところから私は遅れちやうと、非常に遅れちやうと、こんなに思いますが。

この新聞紙上を見て、教育長はどう思われるのか。そのところを最後にお聞きします。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

実は私も先日、6月15日の朝刊を見て、本町が28.1パーセントという状況を見ました。これまで、このような状況というのは公表をされておらずで、決してうちの状況が悪いというふうには思っておりませんでしたけれども、このように悪いと、県下でも非常に最低レベルであるというふうなことは、この新聞を見て初めて知ったような状況であります。

従いまして、先ほども言いましたが、耐震診断をするのを本年度と来年度にやるというふうなことにしておりますけれども、やっぱりそういうことはどうしてもできない、そんな悠長なことはすべきではないというふうに思ひまして、これを踏まえまして、本年度いっぱいに残りの耐震診断をやり、そして、耐震化に向けた計画を立てていきたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

学校施設の設置者として、町長部局の方から今の件にかんしましてお答えを致します。

全国で13万棟の公立小中学校の建物があるそうでございますが、19年の4月1日の統計ではですね、耐震性があるとしたものが58.6パーセント、それから耐震性がなして、未工事のものが34.6パーセント、あと残り6.6パーセントは未診断というふうな状況があります。まあ4割もの建物がですね、まだ耐震化を図ってないということで、まあそういうふうなとらえ方もしておたわけですけども、今教育長が答弁しましたように、ここにきてですね全国の平均、あるいは高知県下の平均から言ってもですね、随分遅れているということは素直に認め、これから前倒しをしてですね、できる限り追いつき、追い越すようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

前田君。

13番（前田寿郎君）

町長は前向きに追い越せ、追い抜けという気持ちでやるということでございますので、納得したいと思えます。

それでは、2問目の道路側溝改良についてでございます。県道中土佐佐賀線の佐賀中学校前の県道で、居酒屋小梅店前には道路側溝がなく、多量の道路雨水が玄関前にあふれ、困り、要望が出ております。

この区間の側溝整備促進を県の幡多土木事務所に働きかけを行っていると思いますが、その対応についてお伺いを致します。

まず、1回目を終わります。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

それでは私の方から、ただ今の道路側溝改良について、お答えをさせていただきます。

ご質問の県道中土佐佐賀線の佐賀中学校前、居酒屋小梅周辺の側溝整備につきましては、4月22日に土地所有者の方から、玄関口周辺に道路の雨水がたまり、大変困っているとの苦情がありました。そして現地へ出向

き、立会をしたところであります。

その後、私の方は5月1日に幡多土木事務所へ出向き、担当課にどうして側溝整備が休止状態となっているか、経過の説明を受けました。当県道については、昭和40年代に旧国道56号線入り口からの改良事業が着工されて、塩谷の浜方面へと工事が延伸されたものと推測されます。

その後、土地所有者の皆さんによって県道周辺が埋め立てられ、現在では住宅や畑となっているわけですが、当初の埋め立て申請については、許可を得た後に土地所有者負担で施工するのが基本であり、側溝整備についても同様の形となるわけです。しかし、以前に埋め立てられた土地については許可を得ていない場合もあり、また、土地の移転によって土地所有者が変更されて、経過が分からない所もあったようです。

このような状況の中、長年にわたり地域や土地所有者は町へ、町は幡多土木事務所へ、県道周辺の側溝整備を要望してきたところから、幡多土木事務所は道路維持管理必要な箇所から整備を進めてきましたが、土地所有者の共通認識が時代の経過とともに崩れ、このため側溝整備が休止状態となったようでございます。

今後、町としては土地所有者間の意見調整を行い、また理解を求め、このことが解決されれば、再度幡多土木事務所へ要望していきたいと考えています。

以上、お答えを致します。

議長（小永正裕君）

前田君。

13番（前田寿郎君）

鋭意努力をしている跡が伺えますのでですね、これからも地元との協議を十分に重ねながら、また、問題になっているそういう事情があろうと思いますので、それを克服できるように、行政と県が一体となって進めてもらいたいと、このように思います。

2問目を終わります。

3問目でございますが、四国のへんろ道佐賀についてでございます。大勢のお遍路さんが訪れ、佐賀のみち13.5キロを歩いております。非常に最近はお遍路さんが多ございます。熊井中角間に隧道（ずいどう）がありますが、照明がございません。歩く人たちが寂しく、恐れている状況であります。街道てくてく旅で歩いた四元奈生美さんも、照明を希望しているところでございます。旅人や地元の要望に応えることについて、お考えを伺います。

四国のみちでございますが、NHK、BS2でございますが、放送されました旅番組、街道てくてく旅で、プロ卓球選手の四元奈生美さんが四国霊場八十八カ所を約1,200キロメートルの道のりを巡る旅が、朝8時から放送されました。本町を5月15日だったと思っておりますが訪れまして、四元奈生美さんは熊井中角間にあるトンネルを、隧道（ずいどう）を歩かれました。私もトンネルを出た所の集落でございますので、出迎えました。トンネルを歩き終えた四元奈生美さんは、寂しい所ですねと話され、一人歩きは寂しく、明かりが欲しいですねと話されました。

この道は町道でもありますし、何とか照明ができないかということで、町長のお考えをお伺い致します。

1回目を終わります。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

前田議員のへんろ道についてのご質問にお答え致します。

佐賀地区では、環境庁指定の四国のみちに15.3キロメートルが指定されております。多くの皆さんに利用さ

れております。四国のみちについてはですね、建設省のルート、または環境庁ルート、2つのルート設定がされておりますが、近年は国道歩道を歩く皆さんが大変多くなっていると思います。

ご質問のトンネルについては、熊井と中角の間にあるものでありまして、先日調査を行いました。建設されたのはですね、明治38年とあります。建設から100年を超える、大変古いトンネルであります。長さは90メートルほどで、れんが造りで大変貴重な文化遺産だと感じました。

四国のみちの指定については寺院、史跡など、名所旧跡を巡るコースを設定しておりまして、この隧道（ずいどう）も、こうしたことから指定されたものと思われ。四国のみちの管理委託の範囲では、指定区域の道路パトロール、また案内板、休憩所、トイレ等の維持管理でありまして、照明などの安全施設については含まれておりません。

通行の安全施設については、一般的に道路管理者が行うものでありまして、この道が町道ということですので、まちづくり課に確認したところでありますが、これまで地域からの要望が、強い要望もないということでもあります。また、通行者の安全性の向上には努めたいところですが、通行量が少ないということもあってですね、直ちに照明灯の設置には至らないということでもあります。

各部落から地域要望がいろいろと出されております。その中では、通常の通学路の照明灯や、そういう要望がありますが、今回テレビ取材において、トンネル内部が暗くて要望があったと聞いておりますが、町としても多くの要望がある中で財政に限られておりますし、地域整備が急がれるものから順次整備しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

前田君。

13番（前田寿郎君）

2回目の質問を致します。

担当課長が詳細について調査をされましたけれども、なかなか無理じゃということでございますけれど、残念でございます。

そこで、町長にちょっとお聞きしたいのですが、最後に、四国霊場八十八カ所がですね、世界遺産に登録されようとしております。それは、町長も関心を持ってよく見ておられるし、考え方もお聞かせ願うたところでございます。その期待にこたえるための、町内あるいは地域の環境整備もぜひ必要と考えますが、それらについて町長、どういう考えか、お聞かせをください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

四国八十八カ所の世界遺産登録ということでございますが、機会あるごとにですね、我々も首長の立場で、それを要望もしておるところです。また、その限りにおいてですね、我々の町でもその、まあお寺そのものはですね、札所そのものは黒潮町にはないわけでございますけれども、通る道ですね関係もございまして、かねてから幡多信用金庫の事業で、遍路さんのですね、休憩所を設置するという事業がございまして、我々の方も積極的にこれには、まあ、ほとんどの場合が信用金庫さんが費用を出していただけるわけですけども。ちょうど近畿大学の歌さんという教授、先生がですねデザインをして、すでにもう何十カ所も設置しているわけですが、黒潮町におきましても佐賀の佐賀温泉と、それから浮鞭、浮津の所に、すでに設置しております。こういったこと。

あるいは、議員がご質問の四国のみち等々の整備をできる所からやっていってですね、その歌さんを中心に

へんろ道を整備する会といいますか、そういう集まりもございまして、機関誌的なものを時々送っていただきますので読んでおるところですが、もっともっとトイレ等々をですね、四国全体で整備する必要があるというふうな声もあるようでございます。

そういったことで、まあ費用も掛かることですが、できることから整備をしていきたいというふうにも思っています。

以上です。

議長（小永正裕君）

前田君。

13番（前田寿郎君）

町長答弁で、できることから進めていきたいということでございますので、これで私の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

これで、前田寿郎君の一般質問を終わります。

次の質問者、矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

本日は、私が質問するいうたら東京からわざわざ帰って来てくれて、私の応援団になってくれておる人がおりますので、この中に、張り切ってやります。よろしく。

それでは、質問をさせていただきます。まあ、1番目の人材育成でございますが、ふるさと創生事業やれということで、平成2年、3年と、交付税へ上乘せされてきたお金がございしますが、そのときに、そのふるさと創生ち何じやろうかと考えたときに、一つは新しい文化を創造しなさい、新しい文化を創造することですよというように受け止めて、やってきた経過がございします。それが、21世紀夢企画事業でございします。これは、21世紀へ向けて活力あるまちづくりを推進するため、先進地視察を行い、広い視野と感性を持った人材を育成するという狙いを込められておるわけです。そしてその後でですね、まあこの分については、中学生がニュージーランド行き、あこ行って勉強に行っておるんですが、それになった元でございします。その後でですね、それはあくまでも人材育成には100年かかるんじゃないかなと。ほんで我々がこんにち、こうして生活できるのは100年前に、明治の初期に大先輩方がヨーロッパやアメリカ、公費、自費で勉強に行った、そういったご苦労の積み上げの成果によるものであるという考えがあったわけです。だから、今やっても、そういう人材は直ちにはできないだろうと。やはり、100年後を夢見てやったらいいなあということが、一番のしんにありました。そして、それはなかなか時間がかかる問題ですので、じゃあ短期的にどうするかというときには、5,000人の玄人づくり事業というのを、次に起こしたわけです。これは個人、および団体などを国内、外ですよ、国外へ派遣、研修を実施することにより、町民のまちづくりに対する資質の向上を図り、地域の活性化に寄与する人材の育成を図ることを目的とすると、こういう目的がございました。

そこで、3月議会でちょっと質問するタイミングを失しまして、時間が過ぎてしまったんですが、この予算は計上しておる。それからですね、その新しい、例規集にこれあるかなと思うて見たら、実はその、町の心、この要綱、規則なり要綱なりがないがですね、あるのは、中学生を派遣するための委員会を設けることと。だから、魂がこれ、どこにあるやら分かんがですよ、わが町の人材育成については、ただし、国内において、国内で活動するためにする研修、あるいはこの前ににぎやかになりましたあれ、何ですかね。ちょっとすぐ忘れるんですけど。片仮名でよく言われる、過日この議員研修の場でもよくあるんですが、片仮名が非常に多い研修なんかがございますが、それは、今必要な技術を今習得するためにする研修である。それは必要なことです。ただ全体、わが町がする研修制度を見ていると、ニュージーランド行きの研修を除いて皆、国内向けの研

修になっておりますので、ここはですね、私はこの通告でありますように国外まで広げてですね、ただこれは自主企画ですよ、自主企画。意欲を持った人が企画を作り、それを町へ提出して、認めたらそういう海外で勉強をする、そういう育成をする、そういうことに取り組むお考えはございませんかということで、私はお伺いするわけです。

そしてもう一つ、ちょっと残念なのはですね、この合併協の資料の中にもですね、条例規則等の取り扱いに関することということで、両町共に制定しているが、内容に差異のあるもの、及び1町のみ制定されているものについては、事務事業の調整内容などを基に支障のないよう整備するとありますが、これはですね、今回は合併問題は私は取り上げるつもりはございませんでしたが、やはりこういうところからですね、何か全体として釈然としないなという部分はございしますが、やはり予算を計上して、単に子どもを外国へ出したらおしまいと、そういうような発想でやられますと困るんですよ。合併をする前の佐賀町の願いというのは、もっと大きな目的を持って人材育成に、このふるさと創生事業は取り組んでおりますので。ここが合併によってですね、いつの間にか肝心の部分が、町民が知る場がまったくない。例規集に載ってない。どっかで告示してですね、閉じ込めじゅうかも分かんがですよ。だけど、町民にはそれを知る機会がないんですよ。それは困るんです。やはりですね、その心になるもん、しんになる部分は書面で表していただいて、要綱でさっきのやつはございしますので、町長がそこへ作って告示すれば、それで事足りる話なんです。まあそういったことができてないというのは、本気になってね、この人材育成をやろうと考えておるのか、甚だ私は疑問と考えております。

でまあ、この言つる分は自主企画について、もう1回繰り返しますよ、自主企画について、海外で研修する制度、これを設ける。そういうことについて、考えがあるかないか。お答えしてもらいたいと思います。

1回目を終わります。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 11時 14分

再 開 11時 17分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

失礼致しました。

この矢野議員の質問されておる海外研修は、これは竹下内閣のときのふるさと創生事業によりまして、旧佐賀町時代に5,000人の玄人づくりということで、国外へ研修を企画したことがあります。これはまあこのふるさと創生の予算の中でそういう枠を取りまして、一定何十人かが行ったということであります。

それで合併を機にですね、そういうものの予算もなくなりましたので、ほんでそのことは削除されていると思います。

で、もう一つはですね、現在ニュージーランドに派遣しております中学生の海外派遣事業につきましては、黒潮町ふるさと創生人材育成事業選考委員会設置要綱ということをご構えておりますので、この枠の中で運用されております。

で、これを、質問の内容はこれの枠を広げて、いわゆるその旧佐賀町でやった、海外へ行く一般の方向けのものをやるかどうかということでもありますので、これはまあ今後、この要綱の中でそういうものができるかどうかは検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

予算がなくなったというのはね、予算は組めばできるんですよ。組まないから予算がない。組めばいい。

それからですね、この肝心ですよ、私の質問は、これは前の佐賀町のときなんですよ。これ、実施要綱もちゃんとあってですね、それから、その21世紀夢企画事業実施要綱、これのですね、募集および選考、そういうところのこの決め事はこれにもありますので、当然それはそのときにもそういうその選考する組織を作ってやっておったわけです。ほいたらその目的、主旨の部分を取っ払うてしもうちょうわけです、現在は。これね、目的も主旨も分からんまま、人を選考するという組織だけがあるんですよ。大変おかしいことですね、これは。

で、こういうところは、この合併協定項目の中にもあるように、残さないからった部分ながですよ、これは。だから、魂がないんですよこれ、魂が。ニュージーランドへ何のために派遣しておるのか、何のために行くておるのか、中学生は、勉強に行きようがですよ。その勉強も、その目の前の読み、書き、そろばんだけの勉強、そうではないんですよ。人間として大きく育ててもらわないかん、世界の中で日本が生きていかないかん、このことを早いときから気が付いていただきたい。そういう願いの中から出たものですよ。これいつまでたってもね、こういうやり方ばかりしよったら、いつまでたっても遠流（おんる）の地ですよ、本当に。

私はね、ばかみみたいな話ばかり普段からしますけど、ここ一步踏み出す部分のところ、何か力が抜けておるなあというように感じるもんで、強くですねそのへんは思うわけです。で、私がやるかやらんかということ町長に伺いようがですき、今後の課題とかいうのはね、聞きたくないんです。これは何のための通告なんですか。何のために通告制を取っちゃうがですか、これ。通告する意味がないがですよ、町長に。町長、そこはね、しっかり理解してくださいよ。私はね、新しいこの黒潮町で育っていきゆう若い人たちが、この町が国内や世界に誇れるね、素晴らしい町であってほしい、そういうことをみんなが口に出して言えると、わが町を誇れると、そういうことを思っただけで私はずっと去年の6月以来、ここで発言をさせていただいておるんですよ。それをね、何とも分からんことへされたら困るんですよ。だから、教育長が一番困るでしょういうて言うたら、このへんの話もあるんですよ。ちゃんと決めたことは決めたことでやってもらわなあ、教育長も学校教育の中で困りますよ。だから、魂がないものを派遣するようなやり方では駄目ですよ。何回も言います。

だから、この玄人づくりについても、そういう、玄人づくりがそのままいいというがやないですよ。私は、国内だけの研修やなしに、大人が、成人が自ら企画、立案して外国へ行って、その外国の良さや世界の人があるという暮らしぶりをしゆうのか、それが、わが町へ持ち帰ってどういうことができるのか、何をしなければならぬのか。そういう広い視野と高い見識を持って、養っていただくためにですね、そういうものが必要ではないですかということをお聞きしゆうのですので。

せつかく通告したがですき、もうちょっとですな確かな返事をいただきたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

通告をと、しておるのということですが、要綱うんぬんのは書かれておりませんでしたので、専らまあ海外への研修、成人の研修というような観点でとらえておりました。

まあ要綱につきましてはですね、魂うんぬんの話もありましたけども、もう一度確認をして、必要であれば

ですね、それなりの整備はしなければならないというふうに思います。

それと海外、まあ住民の皆さんの企画によってですね、それをまあ町の費用で海外研修を支援しようということだと思いますけども。まあ、今中学生の事業はやっておりますけども、特に成人に対するそういった事業をですね、今は考えておりません。まあ昨今の財政事情でございますので、もっとそのへんを仮に検討するとしてもですね、必要性、あるいは費用対効果といったことも考えなければなりません。なかなか100年先の人材をですね、養成するということについては、今の財政事情ではなかなか難しいかなというふうにも思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

100年先の人材というのは夢企画の方でございまして、夢企画というのは、中学生がニュージーランドへ行っていただいております、そういうことでございます。

玄人づくりというのは短期的な問題でございまして、もっと短期に町内で何かをしていただく、頑張ってください、まちづくりに頑張ってください。そういう狙いのために作った制度であるということ、最初に私説明しましたよ。だから、少し勘違いをされておたら困るんです、なお確認のために発言を致しますので、町長、それいいですか。玄人づくりは少し短い、そういうことですよ。

一応、その1番目のやつはそういうことで、町長が分かったということをお話いただきましたので、2番目の、働く場の確保について質問致します。

これは、実はですね、先々から私も、働く場が何とかしてもらいたいという質問はずうと受けておりますので、いろいろと悩んでおりましたが、ある企業へその誘致のために行くという前段に、この町の姿がどうであるかないことを考えて職員に相談しましたら、こういうものを作ってくれました。これは限りなく0に、下が0歳児、近づいてくるという表になってきます。

で、この、何でそんなことになってくるかいうたら、まあ働く場がないと、やはり若い人がおらないかなと。で、その働く場の所で、平成14年度のこの県民経済についていうことで、内閣府がですね、これへ公表した数字がございまして。このときですね、全国平均の77.7パーセントが、わが高知県の水準でございまして。それでですね、それじゃあ西南開発局が県にあってですね、そのときも西南開発計画というものを作っていました。当時は幡多事務所に所長さんがおって、その方は部長待遇でした。そのときにですね、ちょっと持って来たつもりですが、これが、53、54、55と実態調査やって、その須崎以西ですね、この西南地域というのは、それから55年から75年、まあ平成で言うたら13年ですか、までの計画で、要は働く場を確保しましょう。それをすることによって、所得を引き上げる、若者の流出を防ぐ、ということが、この計画の主な柱でした。で、このときの所得はどうであるかいうたら、これは経済企画庁の数字ですよ。全国平均の8割、高知県が。ほんでその西南、この須崎以西の分が、そのまだ9割というようなデータで出ております。ほんで、まあいうたら努力はしたけど、全国の努力よりはようしなかったと。当時8割に対して77.7だから、平成14年のデータが。努力はしたけど、まだ努力が足りなかったと。結局、そのしわ寄せが、若者が地域の中で少なくなってきた。こうずうと、5月ですか、町内をこう回っても、まあ新しいこいのぼりが見えない所ばかりでしたね、ずうとこう集落入ってみても。それは、まあ私は大変寂しいことだなと、そんなふうに考えました。

だから、その合併以来ですね、話は飛んでもね、18年3月31日からですね、今年の4月30日ですか、2年間で500人、人が減ってるんですよ。1年に250人減ってる。で、65歳人口がじゃあどうかないうたら、合併した当期は31.7パーセント、町の中で占める割合が。それが今、33パーセントになっておりますよね。毎年1

パーセントずつ上がっている。で、人口が1年に250人減るということは、10年で2,500人減る。高齢化率がそれへ10パーセント、40数パーセントになってくる。さっきの、この年齢のこれから見たら60代の所が一番多いから、一気にこれが跳ね上がる。これ大変な、私は社会問題であると思うんですね。で、それ一気に解決するすべは何もございませんが、一つずつ努力するしかない。平成18年に、広島三菱重工でおられた方がこちらへ帰って来られて、私に、何かええもんがないろうかねいうたら、じゃあパソコンと小さな部屋があればいいから、仕事はわしが取ってきて、人も育成するからということでお話いただいて、町内で何人かに伺ったけど、まあ黒潮町には残念ながらそういうものを育成する制度がないということで、最近その方もこの町を離れてますね。

で、じゃあ、この前にですね、先月の19日ですか、あの高知の社長さんの所へ同僚の議員と、職員と、県の関係機関の責任者と行って、まあ何とか黒潮町へ来てもらえないかという願いをしたら、最初は隣町ですね、25年。25年に隣町で開業の予定だと、事業規模は従業員2、30人だと、1回の投資が3億ぐらいたと、土地は5反から1町ぐらいの間で欲しいということで、まあそれは直接投資のする分は、まあそのころなんだと。しかし、佐賀の方へも自動車専用道路が供用になるんで、そこをひとつ何とかという願いをしちよりましたら、それは頑張らないかねと。しかし、急ぐことであれば、地元で企業経営者を構えてやるという方法もございますよと。仕事と技術は、その当の社長さんの方で責任を持ってやっていきますよというお話いただきました。それはもともと、十和の方へ行きたいという予定だったんですが、私たちがそこを訪問したために、今そういうお話をいただいたんだと。もうその県の関係機関の人も、いろいろと骨折っていただいたということは私には分かっておるんですけれども。

まあそういうことで、これは経過でございますが、前回の質問ですね、企業誘致のことについて質問致しましたら、企業誘致の話が出れば積極的に対応したい、ということでございました。そのことについて今どうお考えか、お尋ねします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

矢野議員の企業誘致についてのご質問にお答えを致します。

今黒潮町ですね、まあ日本全国で言えることですが、人口動態等について非常に心配をされる数字が示されましたが、少なくとも、去年の250人はちょっと多いんじゃないかと思えます。去年の、19年の1月1日から12月31日の間に217人、住基のカウントで減っております。これは、佐賀で言いますと町分、あるいは旧大方町といいますか大方地域で言いますと湊川、奥、口合わせた湊川というような、そういう人数に匹敵しますので、いわば1年にですね、1集落が消滅するというふうなことになるかと思えます。大変由々しき事態というふうに思っております。

また、3月31日の高知新聞によりますと、高知県のまあ経済指標といいますか県民所得が46位に転落したと。46位ということは、最下位から2番目ということでしょうか。それから製造品出荷額、それから県の財政力指数、これはすべて46位です。それから、有効求人倍率が45位というようなことですので、経済指標にかんする限りは本当に最悪の状況にあります。

そういった状況の中で、この黒潮町で雇用の創出を、あるいは産業の育成をということで、大変厳しい状況にあります。その中でも企業誘致につきましては、従来縫製工場等いろいろと活発に行われておりまして、まあ特に女性を中心にした雇用の受け皿として、大変ありがたい存在だったわけですが、まあグローバル化といいますかそういったことでどんどん撤退を致しまして、今非常に縮小されております。

そんな状況の中で私どもも、企業誘致ということは非常に即効的な雇用の創出の手段であるということは承知してはいるが、実感性に乏しいといえますか、なかなか難しいというふうな思いが先に立つといえますか、そういう状況がございました。

そんな中で、議員やもう一人の議員の皆さん、あるいは県の関係機関の方等々ご尽力によりまして、そちらの、この度某精密機械会社のまあ誘致についてですね、まんざらでもないといえますか、可能性があるというふうな報告をいただきました。まあ私は3月議会で、企業誘致の話があればですね、積極的に取り組んでいきたいというふうにも申し上げましたし、また、ほかにもですね、若干そういった話がございます、これも鋭意取り組んでおるところです。

今回の議員や皆さんのご紹介いただいた事業につきましては、早速ですね、この議会が済みましたら、その会社の社長さんなり、また県の関係の方にも、できたらご同道を願ってですね、この事業を私自身が確認もしたいですし、また、ある程度のスパンにわたる取り組みになるかと思えますけど、それに遺漏がないよう、何とかして誘致をしたいということで取り組んでいきたいと思っております。

まあ、そういった糸口をですね見つけていただいたことに対して、本当に心より感謝を申し上げます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

町長、前向きなお話いただきましたので、それはそれとしてありがたく思っております。

ただ、新聞なんかを見てもですね、やはり企業誘致の競争という状態にあるようなところもございますので、その対策にはですね、やはり従来のような係から順番にこう上げてきて、最後に町長が判押しということになってくると時間がかかるので、それなりのものが言えるような体制を作っていただきたいし、前々から言っております企業誘致するための、受け入れのための条件をまとめたものですね、パンフとか何とかいうものを作っていただいてですね、それをすぐこう提示できるというような形の取り組みをお願いしたいと思います。

それから、担当に私その話に行く前にですね、担当の方にもパツパツこう電話でとか話をしたもんですね。まあ、町長の命令以外のことで私が余分なことを言ったので、担当にはいろいろ迷惑をかけたんですが、ただ、係はすぐ対応してくれました。これはね、感謝しております。だから職員はね、目標とか目的をブツと示したら、スツとできるんですね。非常にね、優秀な職員が揃うちゅうと思えますよ。だからそういう面で、その資料作りですね。私も、お互いが誰かに説明してもですね、まあこういったような関係する資料はですね、1枚でいいですので、そういうものを何とか作っていただきたいと。

そういうことを確認させていただいて、まあ2回目の質問にします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再質問にお答えを致します。

まあそういった作業なり、話を進めていく上でですね、まあ資料を整備してはどうかということですが。まあ企業誘致にかんしましてはいろいろ法制度的にですね、まあ税金の免除とかですね、いろんな面でどんなことが可能か、またどんなニーズがあるのか、また今の黒潮町のいろんなもろもろの取り決めに対して、それがどうであるか。いろいろな点で今後検討してですね、なるべくそういう話を進める上で、便利にそういうものを活用できるようなものを何とかしたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

以上で。

7番（矢野昭三君）

え、2回目は、通告の2番目はそれでよろしいですが

議長（小永正裕君）

矢野昭三君の一般質問中ですが、この際13時30分まで休憩致します。

休憩 11時 41分

再開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野昭三君の一般質問を続けます。

7番（矢野昭三君）

それでは、質問を致します。

一次産業の振興についてでございます。今年、18年度の黒潮町の農業という、この集約していただいた資料がございます。この中を見ますと、年度ごと販売実績の推移というものがございまして、これは園芸年度4月1日から3月31日までとありますが、17年度までは園芸年度というようになっております。ただ、12カ月単位でやっていることには変わらないので、それほど数字では違いがないんじゃないかなと思っております。これは、農協の大方集荷所が使いやすいであろうと思っておりますが、平成4年ですが、一番ピークのときが30億3,300万ですか。これ販売金額として挙がっております。平成17年を見ますと、19億8,500万。で、18年、ここでちょっとデータの押さえ方が変わっておりますが、18年度が17億8,400万と、こういうふうになっております。いずれも、どの部分を見てもこう右肩下がりの状態の販売金額。

それから、農家戸数もだんだん下がってきております。先ほど言いました30億のときは、1,226戸の農家、17年が731戸、18年が706戸というようになっておりまして、下がってきております。

そして、問題になるがはその中身ですね。各品目ごとの中を見ますと、単価が全部こう下がっている。ここが大変な、まあ難しいところかなあと。何をやっても、そのやった、汗をかいた分だけ、その努力が報われるのかなと、こんなふうな、じゃあ、そうするためにどうしたらいいのかなというところが、私が質問の趣旨でございますが。これは通告にはしてないことですが、大体まあしてなくても、まあ常識として知ってもらいたいのは、従来のこの扱いの中ではそうなんだと。だから、じゃあそれをどうしたら改革していきけるのか。一次産業の従事者、どうやったら生きていけるのか、どうやったら後継者がそこで育っていくのか。農業をされている方、統計データ見ましても、50歳以上の方が半分以上ですね、わが町は、50歳以上の方の農業従事者が半分以上である。だから、先ほどにも言いましたように60歳、70歳の方も多いわけですし、そういう方がだんだんだんだん上の方へ上がっていくと。最後には、どこへ行き着くのか。もうそれは、昔私らが遊んだこま、こまの状態でありまして、こまがいつまでも立っているわけがございませぬあね。そういうふうなことが想像できるわけです。

それで、まあ町長にはですね、ご苦労ですがけれども、前々からお願いしているのはその先頭に立って、とにかくこの町のものを東京の真ん中で売る、そういう努力をまずしていただきたいということを前々から、質問ではしておるわけでございます。それでその中にですね、これが一つの方策、一つのまあ提案できる方法、ものとして、12月議会ではユズについて、そういう作りたいという機運が盛り上がっているの、行政として支援できないですか、まあそういう質問をさしてもらったわけですが。まあこのときの答弁は、慎重に調査せな

いかん、というのが最後の言葉であったと思います。それで、慎重に調査いうても、調査にもいろんな方法があるんですが、私がちょっとお聞きするところ、現在やはり、そのユズの方の原材料は、ここしばらくずうっと不足していくであろうと、そういう見通しであると。まあ理由は、どこも高齢化によって、生産者が減ってくるんだというお話もございました。

で、あとはその売り方の問題であろうと、私は思うんですが。ただ単に、既存の今ある売り方、今ある組織の中だけで話していくと、二の足を踏むようなことになるかも分かんませんが。売り方はどういう売り方をするのか、そのためにどういうものを作らなければならないのか、その量はどれくらい消化できるのか。

まあ先の、12月の答弁が慎重に調査せないかんということでしたので、その調査結果について質問致します。

（議長より、「これで一緒にやってください、3番まで」との発言あり）

ごめんなさい、あと2番と3番がありましたね。

それから2番目です。燃料が高騰し、経営者は大変困っています。いかに取り込むか。これはもう新聞、テレビでずうっと出ておまして、この新聞でも燃料高で、漁業のこの船はですから一斉休業とかいうことからも出ております。

で、過日、国政に携わる重責にある方と話をする機会がありましたので、それはいつまでこんなことですかということで聞きましたら、まあ今の状態は、30年向こうまでその、先物取引ですか、そういうことの中で石油は上がってきておるといってお話もございました。まあ30年先いうたら、とてもじゃないが私らは生きちゆう世界ではないと思うんですが、しかし、若い人たちの生活は、それでは困るんですね。

それで、小手先のことをやってもなかなかうまくいかないんですが、私がお一つの考えとして、この前、ガソリン税のときには県で集会開き、その意思表示を示したことでございます。この燃料問題についてですね、これだけまあ皆さん困っておるのに、その行政として何の手を打とうとしておるのか。私は、行動に移すときじゃないかなと。というのは、営利目的の追求だけしゆうというような情報を、その先ほどの人から聞きました。現実には、50ドルぐらいで取引がなされておるようですね、通常取引というのは。だからこれは、抗議をする以外ですね、抗議をする方が一番、まずいい方法かなと。法律の中で法が出来、通達もんがこちらへ来て、それで動くとかいうようなことやなしにですね、これはもうやることがめちゃくちゃな話なんですから、これは意思表示をしていかないとだめだ。それは幡多の首長会、高知県の町村会なり首長会なりでございますので、そういう所と話をしてですね、これを何とか改善するようなことを訴える行動が必要ではないかと。

燃料が上がった、だからその対策として施設を改善するとかいう、燃料を炊く量を減して温度が多少下がっても、何とかやり切るとかいうこと、それはもう小手先の対応であろうと思えますので、私は町長が先頭に立ち、この前のガソリンでやったときのよう形の行動をですね、すべき時期であろうと、そう考えておりますので、その町長、どう取り組むか。町長の考えをお聞きしたい。

3番目ですね、この漁獲量、水産の方ですが、大変少なくなっているということをお聞きします。昔は、鹿島の裏側でカツオを釣った人も聞きましたし、それほどやないにしても、その久保浦いう所がございまして、その辺のすぐ沖でも釣れたとかいう、まあいうたら泳いでも行けるくらいな近くの海でもカツオが取れたと。現在、70歳ぐらいの方の、60代ぐらいの方のお話ですので、それは事実であろうと思います。それは佐賀に限らず、この入野界限でも一緒やと思うんですが。

これらもですね、もういろんな話は私も教えてもらってはおりますが、困った困った言うだけで、なぜそうなるのか。ここはやはり、それを調査する機関、県の機関、国の機関がございまして、私はそういう機関に対して積極的にですね、その原因を調べていただき、原因が分ればその対策がとれるわけでございますので、そういう行動ですね。住民が困っておるときに、ああ、町長はこういう形で汗をかいてくれておるんだな、そ

うということが分かるような取り組みをしていただきたいと思います。

以上、この3点についてですね、町長のお考えを伺います。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

それでは、矢野議員の一次産業の振興の1のユズの支援の調査について、通告書に基づきまして私の方からお答えします。

12月議会において、町長が馬路村のユズの生産不足に伴いまして、ユズの生産状況を答弁する中で、西土佐辺りのユズ農家が安値で困っていること、また、12月の冬至に市場へユズが集中して単価暴落の話など、複雑な状況にあるなどにおいて、慎重に調査せないかんとおっしゃっているという答弁を致しました。

その調査結果は、とのことですが、中山間地域でのユズの栽培につきましては、強風の当たらない、比較的冷涼な場所が適地でありますから、山間地域での栽培が適しています。山間地域は農業者等が、矢野議員おっしゃるとおり高齢化しておりまして、剪定（せんてい）作業や防除作業等が重労働でありますので、集落営農的な組織などの取り組みが必要であること。また、軽四トラックなどの通行可能な道路等、場所が一定限限定されるとお思います。

またユズ栽培に当たっては、収穫までに5年ぐらいの年月が必要でありまして、植栽から収穫までの収益がなく、5年後において価格的なことなどによりまして、以前、荷稻地区の集落営農グループなどもユズの栽培を検討していましたが、ほかの品目への変更を検討していると聞いております。

12月議会時に私の方からの答弁で、農業委員会での取り組みの中で、中山間地域の遊休農地の解消策として、まず農業委員会で取り組みをやってみるとのこと、その動向を見極めてと、考えていると答弁を致しましたが、農業委員会としても先ほど述べましたような課題的な問題があるので、ユズの栽培などを推進するに当たっては責任を持てるものでなければいけないということで、じっくり検討し、山間地域に適したほかの作物等を視野に入れ、黒潮町に何が一番適しているか、考えたいとのこと。

町の担当課と致しましても、ユズを含めた農作物において、支援要望があれば農業委員会等と協議しながら検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それから、矢野議員の一次産業の2番の、燃料が高騰し、経営者は大変困っています。いかに取り組むかを問うにつきまして、お答えさせていただきます。

最近の燃料の高騰はですね、先の西村策雄議員からもご質問がありましたが、今までにない高騰状況でありまして、高知県では、農業部門における施設園芸に伴うA重油等の高騰などに伴う施設園芸、省エネ研究対策の事業や、漁業経営者に対する燃油価格高騰対策資金利子補給や、漁業燃費向上研究対策、省エネ研修会などの県の支援対策を行っています。

町と致しましても、レンタルハウス事業や黒潮町ハウス整備事業の継続など、町の財政をかんがみ、住民が理解できる取り組みをと考えています。

また、この原油価格高騰に対しての支援措置ですが、近隣の市町村にも問い合わせをしましたが、今のところ問い合わせした近隣の5市町村において助成的な措置をしていませんが、今後県下の市町村の動向を見ながら、より良い対策があれば対応したいと考えています。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

矢野議員の3番、漁獲量の減少原因についての調査依頼についてのご質問にお答え致します。

水産業の振興については、漁港などの基盤整備と併せて、地域資源のブランド化、または水産物の鮮度保持等の事業に努めているところです。

漁獲量の近年の状況では、大型船によるカツオ一本釣りでは、年によって変動はありますが、17年の大型船10隻の水揚げ高は1万2,300トン余りとなっております。また18年度においては8,900トンということで、水揚げの量では3,400トンの減少となっております。しかし、水揚げの金額においてはですね、前年比較で1億1千万程度の増加となっております。

カツオ等の回遊性の魚の漁獲量の減少につきましては、インドネシア、フィリピン等の漁業の近代化、また同地域での巻き網、浮き魚礁などによる漁獲の増大が影響しているものと考えられております。赤道、東南アジア地域まで及ぶもので、国、県や研究機関への協議調整依頼をしていかなければならないと考えております。

また、近海での水揚げ状況においては、佐賀漁港においては1,700トンで、大方町漁協では400トン余りで推移している状況です。

水産物の漁獲量の減少については、まあ全国的な傾向と思われませんが、沿岸海域での振興策としては、現在県において調査船を建造しております。今後この調査船の活用によってですね、漁場の状況、また回遊性の調査などに努めていただければ、当地域の調査も要請していきたいと、このように考えております。

沿岸漁業の振興策、いろんな面がありますが、当地域の漁協、行政で組織する幡東水産振興会において、課題解消に向けての要請を毎年県の方にしております。主には水産基盤の整備、また藻場造成の調査や、市場施設の整備などについて実施しているところです。

今後においても可能な限り、関係機関への調査要請をしていきたいと考えております。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

矢野議員の2番目のご質問、燃料の高騰による取り組みをということでございますが、お答え致します。

今回の原油高といいますが、本当に深刻な、前のオイルショックに比べましたら一過性のものじゃなくてですね、かなり長期的なことになるんじゃないかというふうに言われておりまして、大変深刻に受け止めております。

まあ、先に高知県で、議員の質問の中にもありましたように、道路特定財源の件でですね、暫定税率の堅持というようなことで、まあ高知県の場合は全国に比べても非常に道路整備が遅れておる、そんな関係もありまして、全国で唯一、県で総決起大会を開いたというようなことで、我々もかねてからこの議論が始まってからですね、随分いろんな場所で、いろんな段階で訴えてまいりましたし、まあ最終的にそのことは、取りあえず暫定税率の堅持ということにつながったわけですけども。まあこの件はですね、政府与党、まあ今の国会のねじれ国会といいますがああいう状況の中で、政府与党が一定の国民世論に、まあ、は相当なものがあつたわけですけども、それでも地域、あるいは地域社会のことを考えてですね、暫定税率を堅持するという再可決をするということに、最終的にはですね我々も、そのための運動をしたわけですが。

今回の原油の高騰は、これ専らアメリカの石油取引所ですね、先物取引といいますがそういった取引の中で、原油価格が決まり、高騰しておるという状況です。それに対して我々がですね、なかなか直接的にアプローチすることは難しいんじゃないかと、もう誰が考えてもこれは分かると思います。

まあところが、これについてはですね、2通りのことが言えると思います。1つは、今課長が答弁致しましたように、まあ原油高の現状をですね、受け入れ難いことですけども現実ですので、まあ受け入れた上でですね、

いかにその軽減を図るか、あるいはハウス施設等でですね耕作を行う場合に、燃料をなるべく使わないようなやり方はできないか、またそういった面での支援はできないか。船においてもですね、同じことが言えろかと思えます。こういった対応が1つ。

それから、元の石油の価格そのものをですね、下げるといふか、そういうことにアプローチできないかということですが。それは、くり返しますけども、日本の国だけでもできないことでもありますので、なかなか至難の業です。しかし、我々は事実困っておるということですね、これから先、いろいろ訴えてまいりたいというふうには思っています。

まあそんな意味で、国会の先生方とお会いするときにもですね、どうか国としてですねそういうことができないもんですかという願いやお話は、させていただいているところです。まあそうですね、これから先、まあ今年の1月1日に1バレル100円という、信じられないような思いでニュースを聞いたわけでしたが、それがもう既に130円とか何とか、130ドルですか、すごいことになってきております。ガソリンの小売価格も、200円になるんじゃないかというようなことも言われておるわけですし、それがたつたですね、まあ高騰傾向にはあったわけですけども、100ドルをつけてからですね、たつたまだ6カ月ぐらいのその間にですね、我々も十分な訴えなり、そういった行動というようなことも起こして、できておらないのも事実ですが、これからまあできる限りそういったことをやっていかなければならないというふうに思っています。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

この片田舎で声を挙げても、なかなかその声を通らんということは分かっておるんですよ。私が言いたいのは、町民が困っているんで、その怒りを、困った窮状を訴えていただきたいということなんです、国に対して。その手段として、幡多の首長会とか県下の首長会がございまして、そういう場のテーマに掲げてですね、議論のテーマに掲げて、議決した、決議したものを行動に移していただきたい、そういうことを訴えておるわけでございます。あらあの、ニューヨークでやりゆうきの、なかなか難しいぜいうがは、皆分かった話なんですよ。おっしゃるとおり。だけど、これ、住民が困るつちゅうのは、最高責任者町長が困つちゅうということなんです。それを、町民の困ったことをそのまま受け止めていただかないと、行政は何をしよらあとということになってですね、結局、町民はしらけたもんになりますね。だから、我々の困つちゅうこと、してほしいことは、町長はすぐ聞いて、行動に移していただくということが、町民の一番信頼を得ることやと、私は思うわけです。

それでそういう意味からですね、ぜひ、あのガソリンの問題でもそうなんです。みんなが困った。けれど、あれは住民よりも行政が困ったということで、やった。じゃあ、今度のガソリンは直接、船にしてもハウスにしても、購入してお金払うのは、直接払うのは住民なんです。その人らが困ったときに、ありゃあニューヨークの話でのう言われたら、住民はたまったもんじゃない。私はそういう意味からですね、住民の心に敏感に秀でいただける町長であっていただきたいと、そう思うて質問しようわけですので、まあ難しいのは分かっているんですよ。ただ、そういう行動を取っていただけますかということ、私は聞きようわけです。ほら。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

先ほどの答弁の中でですね、これからそういう、今までにもそういう心配をしてですね、そういうできる限りのことはやっておるつもりですけども、これから本当に具体的にですね、どこまで届くか分かりませんが、

とにかく住民が苦しんでおるということを受け止めてですね、そういう努力を致しますというふうに答弁したつもりです。

（矢野議員より「それから、先ほどの」との発言あり）

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

すいません。矢野課長の答弁のときに、漁獲量が少なくなっていますというのは、私言ったのは、市場へ上がったことが変わらないということではなしに、鹿島の裏でカツオが釣れた。おから泳いで行けるような所の波打ち際から、そういう所でカツオが釣れた。そういう所で取れる漁獲が少なくなっているんですよ。全体的量が変わらないのは、漁船の装備が高度化されてですね、魚探とか衛星で全部押さえられるんですね、どこへでも。魚のおる所へ。

それはですね、装備が向上したというだけの話でして、私が言ってるのは、沿岸海域で釣れておったカツオが釣れなくなった、そういうことをですね、調査をぜひお願いしたいわけです。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

私がここへ立って、逃げ口上みたいな答弁をすると、非常に、町民のことを考えてないと、漁業、農業のことも考えてないというふうに受け取られますけども。決してそうではありませんが。

ただですね、調査と言いますが、まあできる限りのことは致します。また、関係所管課長はそれをしておると思えます。

そして、ただですね、いろいろ漁業も農業もそうですが、専門の機関があります。漁協、JAです。例えば今の、漁獲の取り戻すといいますが、そういうことのためにですね、まあ聞いた話では、秋田県のはたはたという有名な漁がありますが、これは漁協の組合長を筆頭にですね、漁民の皆さんが3年間漁をしないということ、を、苦しいけども、生活も苦しいけども3年間我慢するというふうなことを徹底してですね、見事にはたはたが復活したという話を聞いております。

それから、香川県の瀬戸内ですね、サワラを、漁盛んなわけですけども。これも徹底してですね、網の目を大きなものにして頑張って、サワラが復活したというふうな話も聞いています。

私はやはりですね、私たちは勉強するにしてもですね、漁業の本当の今最先端の漁業がどんなことであるか、また現実、現場がどうなっておるかということ、すべてを分かるわけじゃありません。そういった意味で、ぜひ関係の皆さんがですね、こういう部分をこのようにしたらこうなるんじゃないか、というようなことを提案もいただいてですね、それに行政としてどういう協力ができるか、まあ協力ができるとすれば、そういう調査だとか、そういった金銭的な支援もあるでしょうし。

まあそういうふうに、ぜひその現場といいますか、そういった所からですね、具体的な声を挙げていただきたいなど。何もしないというわけじゃございませんが、もどかしさを覚えます。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

一応3回目やりましたので、4番の道路の整備について、質問させていただきます。

カッコ1番の県道秋丸佐賀線でございますが、これはもう数十年前から、この改良については要望しております。一番の原因は、国道56号が1本だけでございまして、国道というのは、県道で、あとその56号は大変弱い、災害に対して弱い道路です。特に、片坂と言われる所は弱い。これは、私は日常的にあこを通っておりますので、それはよく分かるわけでございます。何回舗装しても、路面はクラックが入ります。トンネル通ればご承知のように、いろんな、絆創膏をはったような状態になっておる。山は石が、山の上の方ですよ、大きな転石があると。そういう状態の中で南海地震でもくれればですね、下には人家もあります。私はひとたまりもないなあと思うわけです。

そして、これは56号の迂回(うかい)路だけでなく、大正、愛媛方面の交流、この辺からも大正、北の川の方へお勤めされてる方がいらっしゃいますが、ほとんどはここを通ってますね。大変危ない道を、朝晩にあそこ通っております。まあ、身内の方はなんぼかひやひやしゆうであろうと思っております。

それから、自動車専用道路のインターが出来ます。出来る予定になってますね、拳ノ川へ。だから、それは向こう方面との接続道路であり、まあ家路川の堰堤(えんてい)、それから発電所を結ぶ管理用の道路、そういう位置付けがされておるわけです。特に、来たる、来るであろうと言われよう南海地震については、私は片坂がすぐ通れんと思うんで、ここが唯一のこの幡多地域の入って来る道の、高知方面から応援が来る、入って来るための道路であろうと思っております。とにかくここは、閉ざされた状態ですね。前に現実に、40年代やと思うんですが、片坂が通行止めになりまして、そのときはここを通ったんですよ皆さんが、一生懸命。秋丸佐賀線を。ところが、鮮魚を積んだ、魚がですれ落ちましてね、道から。あそこに行くも帰るもできん状態になったことがあるんです。そのときに、上川口から入って行く県道があるんですが、あの道を利用された方と、その耳切辺りから四万十川方面から高知へ行かれた方とか、そういう方がいらっしゃるようですが、それだけです、我々が住む地域、道がございません。国道1本のみ。これではですね、せつかくその防災対策上の基本計画ですか、作っていただきましたが、実際、向こうからの救援する人、もの、こういうものが通れない状態に陥る恐れがあります。

そこで、この秋丸佐賀線をですね、速やかに改良していただきたいわけでございますが、そのことについて町の取り組みをお訪ね致します。

それから2番目ですね、国道56号の片坂から不破原間の改良、および早咲田の口間の対策にどう取り組むかということですが、先ほど言いましたように片坂は大変悪い所でございます、その片坂から、ずうっとその、この入野方向へ走ってきまして、不破原という所がございますが、そこまでの間が大変悪い。特にシダ坂という所と、その佐賀温泉の間は、一度、半年か1年に1回ぐらいはですね、あの擁壁へ必ず車が乗り上げるんですね。それは1台だけやないですね。それが1台やったら、1日、2日以内に必ずあと2カ所ぐらい、そのコンクリートの壁へ傷がつかます。それは国交省の方も確認をしております。なぜか分からないけれどもそういう事故が多いと、大変。まあ、死亡事故も当然あります。

そういったことを含めて、自動車専用道路については、北部地域の区長会では全面的に協力しましょうという申し合わせはしておりますが、現在あるこの56号をですね、できるだけ早く改良していただきたい。そのことについて私たちも国交省と話をする機会がございますので、その我々が要求しておる、要望しておることについて、国交省に十分な説明をしておいていただきたいと思っております。後で国交省の方から、その話は聞いちよらんぜよと、こういうことは言われないうようにしてもらいたいと思っております。

それから、この早咲田の口間ですが、これは大変な、この前に要望書を頂いたんですが、そのときの死亡事故とか事故発生状況を、これ頂いております。ほんで昨年の9月議会やったかな、私の質問も町長に致しましたら、これは町民がけがされゆう、死亡されゆう、その責任はどこにございますかというときに、それぞれの

関係機関があると。それぞれの、これは国というですね歴とした国道管理者がおりますとかいう答弁いただいております。それはそのとおりで間違いございませんが、不幸にして、車にはねられけがをされる方、亡くなられる方、全部黒潮町民で、全部と言っていいほど黒潮町民であろうかと思っております。そういう、それを考えたときに、これは国がそういう責任があるんだということであれば具体的にですね、この安全対策について私は何か行動を、町民が、この沿線の町民が善良なる町民でございますので、日夜不安に脅かされた生活でございます。

安心して生活ができるよう、この交通安全対策についてどう取り込まれるのか、お聞きします。

議長(小永正裕君)

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長(中島一郎君)

それでは、私の方から道路の整備についてのお答えをさせていただきます。

ご質問の県道秋丸佐賀線の道路につきましては、昨年の9月議会においても矢野議員からご質問をいただき、お答えをしたところでありますが、現在に至っても工事計画について進展が見えなく、大変申し訳なく思っているところであります。

当路線につきましては、愛媛県や四万十川流域等を結ぶ路線であって、交通量も大変多い所であります。そして、川奥地区以降は急カーブが連続しており、大変危険な箇所も多くあります。

このような状況の中、県の方では拡幅工事を計画していますが、既設の道路用地を含めて四国森林管理局管理下にある国有林となっており、そして未改修部分の延長は約2キロメートルとなっています。これに伴う関連用地については、こんにちの財政事情から考えた場合、全体の用地費、買収費や工事費を予算化することは、県としては非常に厳しい状況にあります。この結果、危険度の高い急カーブ3カ所のショートカットについて測量設計もされており、暫定的に工事着工のお願いをしているところであります。

町としても、例年どおり5月21日に高知県議会企画建設委員会の皆さんに、既設の県道用地を含め、四国森林管理局管理下にある国有林を買収するか、道路用地として無償で使用させていただくよう、要望したところであります。今後、一層の県との連携強化に努め、四国森林管理局へ出向き、何らかの方策を見いだしていただくよう、早期実現に向けて取り組んでいくことと致します。

続きまして、国道56号片坂から不破原間の改良、および早咲から田の口間対策についてどう取り組むか、にお答えを致します。

まず、国道56号片坂不破原間の改良について、お答えをさせていただきます。要望の件につきましては平成19年、20年度に、佐賀北部地域部落区長会の9名の皆さま方から提出された要望事項13件が基本となっているものと認識をしています。要望の内訳としては、カーブの改良5件、右折レーン新設4件、そして、ガードレールのコンクリート擁壁や側溝改修、歩道新設、56号線の補修工事等が各1件となっています。

現在、片坂バイパス建設にかんする地元説明会や現地立会の場においても、その都度国土交通省を交えて協議を重ねてきたところでありますが、先日国交省へ出向き、再度事情説明をさせていただき、今後の対応について協議をしたところであります。あまりにも要望事項が多いことから苦慮している部分もありますが、国土交通省としては現況を把握して、国道56号拳ノ川峠の用水路や右折レーン、そして、小黒ノ川地区のカーブ改良については優先順位もありますが、計画の方向で検討をしていただくことで、回答を得たところであります。

そして、議員には片坂バイパス建設等に伴う用地関係につきましては、協力体制や調整につき、いつもご尽力を賜り、この場をお借りしてお礼を申し上げるとともに、これからは用地買収へ取り組むこととなりますので、今後ともよろしくお願ひするところであります。

続きまして、早咲から田の口間の対策について、お答えをさせていただきます。早咲から田の口間の国道56号大方改良事業についての協議経過は、合併後の議会の中、だんだんのご質問にお答えしてまいりましたので、議員もご承知のことと思います。

今後どう取り組むかのご質問ですが、合併後本町議会や議会の一般国道56号大方改良推進特別委員会等のご指摘、ご支援をいただく中で、関係者への事業推進の同意のとりまとめや広報、PR活動などを行ってきました。こうした取り組みの中で、9割に近い同意をいただくとともに、早期の事業着手要請や定期的な状況報告を行うよう、多くの方から要請されました。

従いまして、今後は事業のさらなる推進に向け、国土交通省へ要望していくとともに、地域の皆さんに状況報告を行い、町、議会、関係者が一体となって、この国道56号大方改良を進めていきたいと考えています。

以上、お答えを致します。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ちょっと、2番目のその早咲田の口間の通告が悪かったせいか、私が期待する答弁とは違った答弁になっておりましたが。

あれ、道路改良は時間がかかるんですね、このバイパス問題は、で、私が申し上げているのは、事故は今でも起きるんですよ、この瞬間でも。ここ、供用区間。で、その安全対策が一番肝要なわけですよ。で、ここで生活されていらっしゃる皆さんは一生懸命ここで生活されようのに、何でここだけが恐ろしい目して、朝から晩まで暮らさないかんのか、という思いなんですよ。で、大きなテーマとしたらそれは分かるんですが、こちらのバイパス問題は、今、どうするかという問題はまた別として、これをどうしていくのか。

去年でしたかね、ちょっと鳥取の大型バスが、あそこの信用金庫の向こうの辺りで、手押し車の方をはねてましたね。たぶんあのバスの運転手さんは、もうこそ嫌じゃと思いますよ、こっちへ来るのは、入り込み客を増やせ言ったってねこれはね、もう散々じゃ思ってますよ、あのバスの運転手さんは、お客さんも含めて。ほんではねられた方はね、わしが何ちゃあ悪いことをしちよらんのに、わしが一生懸命生活するために、足が悪いところを痛い思いをして前向いて進みようのに、何で勝手に人をはねるがかと。これは、それぞれの責任ある機関があるとかいうようなことを言えることではないように、私は思いますね。そらあ、とどのつまりは警察なり、国交省なりのとこへいくでしょうか、今どうするかという問題については、今けがされる方は町民でするので、最高責任者としてこの問題にどう取り組むのか、この対策をどうするのか。

だから私が訴えているのは、目に見える形で啓発を強化するように、スピードを監視する装置とか、あるいは看板をやるとか、看板はあんまり好きではございませんが、そういう交通安全をですね、強力にその啓発していく。そのためにも、この対策はどう致しますかということをお聞きしゅうわけでございますので、そのへんの答弁をいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、お答え致します。

国道56号改良については、今答弁したとおりでございますけれども、現在のまあ道路改良ということですが、地元からもですね、いろいろな要望が出ております。56号改良が推進できたとしても、現代の道路をいかに安全なものとして残していくかということがありまして、その中には今も言いましたけれども、地元からいろ

ろな案といえますか要望がありまして、今、早咲地区を通られたら分かると思いますが、国道と小道との交差点、T字の表示があると思います。それをですね、まあ全体に、全体というのはまあ芝地区まで、早咲地区から芝地区までそれを進めたいというような部分。それから、早咲の手前に古い柳の川という、今、柳の川は改良されてちょっと広がっておりますが、古い部分がありまして、その部分についてはですね、歩道がございません。まあそういう所ですね、まあ改良も今後要請していきたいというふうに思っております。

スピードをどうするかというご質問でしたけれども、なかなかですね、現在の状況を勘案しても、これを40キロなりに制限することは、なかなか厳しいんじゃないかなというふうに思っております。というのはですね、以前はここも40キロ区間でありました。そういう中でも、なかなかスピード違反の問題等もございまして、その方向はですね、なかなか難しいなあというふうに思っております。というのは、ここに1本しか幹線道路がございませんので、そのような対応になるかなというふうに思っております。

まあそういうふうなところでですね、まあ現在の道路をいかに安全対策、安全を向上させるかということですね、まあ地域住民の皆さんの今言いましたような要望も含めてですね、国交省の方に働きかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

住民の要望を含めて働きかけたいというのは、よく、どういう要望があるのかよく分かりませんが、だから私は具体的にですよ、その監視する装置をつけたいかがですかとか、ね。あるいは、その啓発を促す大きな看板を、看板はあんまり格好ええもんじゃないですけど、やはり人命に代えるわけにはいきませんので、そういうものをやったらどうですかと。あるいは、訂正します。あるいはというと、ちょっと思い付きませんので。だから、要するにこれ、ずうっと事故が起こっているんですよ。もうこれは、認識して確認しておるんですよ、お互いが。だから、その住民の声を聞くまでもなく、それをやりながら声を聞けばいいわけですよ。で、そのようにですね、動いていただくことが、やっぱり役場は頼りになるなあと、こういうことに僕はね、つながると思うんです。とにかく一つでもいいから、何かそのためにできたなあと。だから、そういう汗をかいいただいたなあとということが僕は、住民がそういうことを感謝すれば、それが一歩でも二歩でも、黒潮町行政が前進したことになると思いますよ。

いかがですか。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

なかなか、まあ現在の事故の発生状況なんかをですね、まあ要望書にもまとめて、国交省の方には強く要望しております。

従ってですね、まあ現在56号改良そのものは今後も要望していくとして、現在の道路を安全対策を向上していきたいと。その後、これはちょっと推定部分が入りますけれども、改良ができましたら、町道などに払い下げということも、将来的にはあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、まあ十分な安全対策をとるですね、とれた道路として持っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

議長（小永正裕君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

次の質問者、山本久夫君。

19 番 (山本久夫君)

それでは、通告によりまして2点、質問致します。

1点目は融資制度についてということで、2点目はですね、人事考課についてということで、質問させていただきます。

まず、1点目の融資制度についてですが、これが5月26日付で、町長名で商工会と漁協に対しまして、まあ融資制度の話はもう、中身は言いませんけど、その要は、町がその制度で焦げ付いた分を損失補償しましょうということを規約で決めてます。その中に、商工会が2分の1、これは漁協も2分の1みてほしいという要請を、これ文書を出しちゅうわけです。この文書の内容がですね、まあエノキのことを引き合いに出して、それと、健全化法によるまあ将来負担比率のことを書いて、そして最後に、要は2分の1の損失補償をしてくださいという内容でございます。

要は、これを出す前に、本来行政としてね、すべきことがもっとあったんじゃないかとちょっと思ってます、そのことをただしたいと思えます。まあ、やくざの世界でも仁義はあります、こういうもんは、やはりね、順番を間違えると、やはりおかしな話になる。この制度をね、やったのは昭和54年から旧佐賀町でスタートした。町長は農業のことには詳しいから、農業の施策とかいうのは十分分かちゅう。その中で、じゃあどうして漁協と商工会にこういう制度を設けたいうたら、何でか分かります。要は個人的なね、支援策とか制度が、水産業とか商業は少ないんですわ、農業に比べたら。これはどうしてもね、政策の格差があるから、どうしてもそういうことを補わないかん。だからこういう制度、一番じゃあ漁民とか商工会の会員、組合員が求めるのは何かいうたら、運転資金なんです、当面の。そういうことをやりくりしながら、旧佐賀町の商工会、また漁協の組合員がこんにちに至ちゅうんです、30年間やちゅう制度。そういうことを考えて、54年に作ったんです、この制度を。そういう歴史があるんです、これは。思い付いてやったわけじゃない、制度として作ったんです。よく町長も言われるけどね、何とか一次産業に頑張ってもらって、商工会に頑張ってもらってね、継続的な経営を何とかしてほしい。これが最たるもんじゃないろか、この制度が。農業の従事者はね、ほ場整備やって負担金は要っても、最終的にはわが財産、登記ができるんです。漁業者は負担金を出しても、漁協から、テトラを登記するわけにはいかんですから、個人に。個人に返るもんが少ないんですわ。だからこういう制度を使って、何とか頑張してほしいと、そういう制度でこの制度をやった。これもね、誰と決めたかいうたら、町長、分かちゅうでしょう、誰と決めたかいうことは、金融機関と、団体と、町が決めちゅう。

だから、あなたが単に何を勘違いされたか知らんけど、どこにも相談せず協議せずね、唐突に債務負担行為、2分の1を損失補償せよという要請を出しちゅう。この、本当のあなたの真意、何で出したと。通常、考える範囲であればね、行政はもつとこの文書を出す前に、商工会なり漁協と協議して、やらないかんことはいっぱいある。

文書の中のエノキのことなんかも、十分分かっていますか。エノキはね、取って付けたように書きちゅうけど、650万の損失補償をしたと。でも、あの損失補償とこの制度は、まったく関係ない話や。エノキはね、生産組合があれを立ち上げたときに、じゃあやりましょう言うたときに、組合員、生産組合の運転資金がなかなか足らんから、1,300万の損失補償してほしいと、町に要望があったんです。だからそれは、立ち上げたものの運転資金がないずつ進めんようじゃ困るからということで、政治的な判断で1,300万の損失補償をしたんです。それが、なかなかうまいこといかずに650万の損失を与えたという結果ぜ、あれは。あの制度は、同対事業でやった一環の一事業の、一環の一つ、損失補償も入れた。それに過ぎん。

それから、今書かれちゅうことをずらずら書いて読みゆうとですよ、健全化法の名の下においてずらずら書

いちゅうけど、将来負担率のことまで書きちゅうけど、じゃあ、債務負担行為だけが将来の負担率ですか。そうじゃないでしょう。さもね、そういうことが影響があるから、この制度が厳しいというような書き方で、なおかつ、しんどい思いして一生懸命ね、地域振興券なんかを発行して、少しでも前向きにいこうという商工会らを首しめるように、上から。損失補償2分の1みなさい。それも来年じゃない、20年度、今年から。もう既にね、契約した方もおる、この制度を。こういうことを全く見ずね、何の調査もせず、やろうとする。それも執行権。じゃあ、私たち議会がね、3月に債務負担行為で3億2,000万合わせて債務負担行為、構いませんいうてやちゅう議決、それはどうします。議会は安くなったらええやお、いう程度ですか。この条例、全部町長ね、条例はねある、これは条例がないですから、この規則には、通常の条例があつたら、必ず規則がある。規則の一番後ろを読んでくださいや。そのときには書きちゅうんじゃ。必要な事項は、町長が別に定める。あるいはね、これにないものは、内外の規則を準用する、そうやって書きちゅう。町長がやったらええ、そのときは、条例の範囲の中で。しかしこの規則は、18条を読んで、あなたは債務負担行為2分の1の損失をせよいうてお願いが書きちゅうがやけど、24条も読んででしょう、じゃあ規則の。24条には何て書いてます。必要な事項は、審査委員会で定めるものとあるぜ。なら、審査委員のメンバー誰です。町、団体、金融機関、この長が組織して作るんです。それも、合議でやるんです。融資を決定すること、規則を変えること、すべて合議でやる。その金融機関とか漁協とかね、商工会には何も相談せず、あなたが変われる筋合いじゃないでしょう。損失補償してください、2分の1。要請ですよ。ボランティアの要請やったら、僕もこんな怒らん。中身はね、2分の1のね損失補償をせよですよ。今漁協とかね、商工会がどういう状態か、分かっていますか。余ってね、もうけてしゃあないから合併したわけじゃないです、漁協も商工会も。何とかね、前向いていこう、継続的な経営を続けたいから、こういう制度を利用しながら頑張ろういうときにね、借りたいものは借りにくうする、貸したい人には貸しにくうにする、そんなことでこの制度が使えますか。そうやって考えたことないです。まるでね、町長がやっている政策で、特産品開発したら奨励金をやりますぜやいう、そのね、もし特産品にならなかつたら、奨励金を変換してくださいいうて書いてみい。誰がやりますか。それと同じことを、このくらのことを、これは書きちゅうがですよ。町長、分かりますか。

町長、このね、ほんならもう聞きますけど、これはどういう真意でやったがですか。お願いですか。要請ということは、お願いちゅうなもんじゃないですよ要請は、行政言葉で。あることを、強く願い求めることが要請なんだ。その反対の意味というか付随した意味はね、要は書かれちゅう内容は、必然的に承諾をお願いしますということ。それだけ要請という言葉、行政が使うと厳しい。ボランティアをお願いしますつちゅうような話やたらかまん。損失補償せよつちゅうような話をね、誰にも相談せんとポッポポッポ出して、それも商工会にも相談がなし。5月26日に出して、5月23日は商工会はそこで総会やちゅう。飛行機乗って行くようなどこやないぞ、あこは、歩いて5分もかからん。だつたらね、説明に行きなさい、こんなことも。だからそういう気がない、5月24日か、5月25日に思い付いたことやと思うんでね、その真意をまず1回聞きたい。

それとあと、対応どうしますか、今後は、このことについて。

まず1点目、それとこの制度について、あなたは、町長は、この制度はどういうもんか。そういうことをちよつと1点目、お聞きしたい。

終わりにします。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (下村正直君)

山本議員のご質問にお答えします。

今ご質問にありました要請文書について、その取り扱いにですね、若干不備な点といえますか、まず1点は、まあ要請という言葉を使いましたけども、あくまでもそういうご相談ができませんかと、その話し合いにに応じていただけませんかという意味で、要請という言葉を使いました。

それから、契約は既に交しておることですので、当然一方的に契約を破棄することができるもんじゃありませんし、また、この制度そのものがずっと続けてこられた制度ということで、それも当然すぐにやめるだとか、そういうふうなことで考えておるわけではありません。

それで、その証拠といえますか、私のこの制度に対する考え方ですけども。今、総合振興計画の中にもですね、この制度の維持、拡充ということは明文化して、うたっております。そういうことです。ほんで、この度なぜそういう契約途中に要請ということで漁協にも、それから商工会にもですね、まあそういうお話し合いを1回もちたいという願いを、まあそういう願いをしたつもりですが、したのは、まあこの契約書にはですね、損失補償という言葉が使われており、まあ債務保証と損失補償がどう違うかということですが、これは、債務保証についてはご存知かと思えますけども、民法の規律によって成り立つということで、まあ何という法律ですかね、ちょっとお待ちください。法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律、という法律でですね、禁止されております。まあこれは、例の土地開発公社については若干違うわけで適用外でございますが。そういうことで、その損失補償については特に禁止されてはおりません。ところが、債務保証と損失補償の一番違うところは、今申し上げましたように、債務保証は民法の規律によって成り立っておりますが、損失補償は、純粹な2者の合意、契約によって初めて成り立つもので、まあ金融機関とですね、町との契約によって債務者がですね、まあ客観的に明らかに回収不可能、あるいは、破産の手続きを始めたとかいうふうなときに、金融機関が損失を被ったと。それに対して求償されれば、我々はもうその保証人等々にですね、まあ保証人の方を先に確認してくれとか、保証人の方からもろうてくれという、いわゆる抗弁をするような権利も何もありませんで、ただもう求償に従うしかないというようなことが、基本的なことであろうかと思えます。

その中で、いろいろその制度のですね、契約書の文面、あるいは規約等で、そのへんから照らして、ちょっと矛盾したところもあるなあというふうな思いをしております。

それと、まあいずれにしてもですね、こういう厳しいときですから、これによってまあ普通一般的な話ですけども、銀行から融資を受け取って、融資をまあ断られたと。それによって直接的に、倒産に結びついたというのは、企業をよくある話です。今回の場合も、皆さんがですね大変厳しい状況の中で、まあ滞納ということも現実に見られておりますし、私がここですと、そういう融資をやめるというようなことになりましたと、直接それが破産につながると、倒産につながるということにもなりますので、今やからこそ、この制度をですね維持していかなければならないというふうに思っております。

それで、そのためにはですね、これは税金を使うわけですので、いずれにしても倒産というようなことがあって、まあエノキのことは別としましてもですね、18年には建設業者さんが倒産致しました。それによって、損失補償をしてるわけですので。こういうことがまた仮に起こるとですね、町はどういう考え、どういう姿勢でおったのかというふうなことも、当然問われろうと思えます。そのために、やはり矛盾したと思う部分についてはですね、いろいろと整理、調整をしなければならぬ。その手始めに、まあ町だけがですね、補償の対象になるというのはどうも、基本的におかしいかなど。ぜひその商工会、漁協にもですね、その一端を担ってもらえないかというお願いの話からですね、そこらへんの整備を進めていきたいというふうな思いで、まあこういう要請をしたわけです。

以上です。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

町長あのね、僕はね、その債務負担とね、債務保証と損失補償の違いを聞きよったちゅうような話やないわけ、それは事情事情でね、もう債務負担というか債務保証はできんねん、法律上。だから、損失補償ができるということでやりゆうだけの話でね。そらあ町長もうええ、それは分かちゅうがです。

ただ僕が言いたいのはね、今言うたようなお願い、じゃあ、黒潮町の公の文書のお願いの文書、協議をお願いするときには、場所も日時も何ちゃあ書かんと、ああいうお願いを出すわけですか、文書が。公文書でしよ、あれ。文書規定いうて皆さん一生懸命ね、必ず文書間違いないかいうて見まくって、出すときにはあれがお願い文書になるがですか。だから言ってるでしよ、要請ですから、要請。要請いうのは、お願いとわけが違う。構らったらボランティアに参加してくださいいうがは、お願いでいいんですよ。要請いうのは今言うたようにね、あることを、強く願ひ求めること、要請。その裏側には、必然的に承諾をお願いする。だから、災害地へ要請するというのは、来てくださいちゅうこと、災害派遣なんかは。考えてからちゅうような話じゃないんだ、相手方は。嫌でも行くような状態に追い込むのが要請なんです。そんな逃げ口上、適当なことを言ったら町長、いかんですよ。要はこの制度はなくてはならぬ言いながらね、なくては使えんような状態にしちゅうじゃないですか。中身知ってます。商工会は限度額が300万、ね。それでね、保証人は2人以上つけなさい、法人にある場合には、役員は全員保証人、連帯保証人、それであると言いゆう。その他必要と認めるときには、部外者から2人つけなさい。これだけね、融資を受けるのに厳しい制度、厳しいね設定をしちゅうのはね、金融機関でもないちゅうんです。それはないいうのは何かいうたらね、300万とか、漁協やったら250万から1,000万ですよ、融資が。そういう限度額の設定の中では、こういう連帯保証人の設定は厳しいぐらいやと。だから議会もそうでしょう、執行部も。安易に損失補償がないように、ハードルを高くしちゅうんですよ。そういうところは何も見ずにね、だったら商工会にお願いする、協議するんだったら、今の実態、今何人がこの制度をね活用して、融資制度を。何人が借って、総額今なんぼのお金が動いて、余裕がこれだけあって、じゃあ商工会とお聞きしますが、あと2口、3口くらい置いて、融資枠を置いとけばいいですかねいう話になりやあ、原資を下げたら損失補償は8倍なんですから、8倍補償でしょう。2,000万の原資が1,000万ならね、なりやあ8,000万になるんや。じゃあ、心配されゆうね、将来の負担比率のお金も下がるんだ。そういう手立てが、先に行政がせないかんがやないか。頭からこれ見よがしにね、お前ら金があるかえちゅうようなもんで。そうか反対にね、補助団体やからぐちゃぐちゃ言うないうぐらいの気持ちで、これを出しゆうがですか。将来ほんなら負担比率、今現在国の基準はどればあで、じゃあ、黒潮町がどのぐらいか知ってますか、将来負担比率で。あなたが事業をやろうとしゆう、何かやろうとして起債を起したら、全部そらあ将来負担比率ぜ。それほど困るんやったら、来年からは経常経費ばあ組んだらええ。ほいたら安心して生活できる、町長は。しかし町民はね、負担比率が下がりやあ下がるばあ町民が幸せになるがやったら、そうやってやったらええ。しかし、本当に今の実態で、何人かの先輩議員も言いゆうように、油は高騰した、そんな中で、苦しい中で明日は明日はやりゆう人らが、漁協であればこれを3年活用し、商工会であれば4年とか、そういうサイクルで自分の生活、経営を考えて、お金を借って、動いていこうとしゆうのにね、それも何の相談もなしに切ると。

もう一遍聞きます、町長。あなたがこれを出した真意はなんです。私はやめたいという意味がね、あるから、商工会が断った、漁協が断ったら、あなたはやめる。そういうつもりで、私はこれを出したと思うんですが。

町長、いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

冒頭に申し上げましたが、その文面とか出す上ですね、要請文を。ちょっと不備があったと言いました。私は課長、担当にですね、こういう内容であるので、事前に組合長ともですね、ちゃんとお話をして、それから一応出すようにということを示しておりました。それが商工会の方はですね、若干、十分伝わってなかったというようなことを後から聞きまして、反省もしております。

それが一つと、それから先ほども申し上げましたように、今やからこそ、辞めるつもりはまずありません。そのために総合振興計画の中にも、繰り返しますけども、この制度の維持、拡充ということを明文化しております。承知をして、明文化しております。

それからもう1点ですね、どんな思惑でということですが。まあ言ってみればですね、この制度を維持するために、まあ、繰り返しますこれも、は、税金ですね、特定の個人、あるいは法人に融資をするわけです。また場合によっては、利子補給もというようなこともあるわけですので。それに対するやはり、それはおかしいんじゃないかという意見も、当然あるんじゃないかというふうに思います。これを、この制度を維持するためにそういう声があるとすればですね、それにちゃんと説明するためにですね、我々も町単独でかぶるとするのはちょっと矛盾があるから、そういう機関にこういうお願いもしましたという、まあいわば町の姿勢をですね示したかったということで。既に漁協からはですね、応じられないという返事もいただいておりますので、それに対して、そのことでこの制度をやめるといような気は、毛頭ありません。

以上です。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

町長、しつこいようやけどね、僕は。そのやめるつもりもない、総合振興計画にもうとうちゅうと、一次産業の振興であれ、商工業の振興であれ。

だったら、ね、町長が自らこの文書を出すときに、出す必要は一切ないでしょう、僕は思うのに。協議したらいいじゃないですか。なしそれを出すのが、これだけ近い所へ。そんなに遠ないでしょう、漁協やち。文書でわざわざ、なぜ出さないかん。いくらでも話はできるやないですか、今言ったような話が、町長がその気があるんなら。後の祭りやねこれ、出した後いくらそうやって言うたって。課長に協議しちよきなさいって言ったってね、そうはいかんでしょう。政策としてやっちゃうことだから。課長の判断で、じゃあ協議できたから2分の1損失補償が決定しました、商工会がうん言いましたって、金融機関どうします。そういうところがね、ルール。私が言った、やくざの世界でも仁義があるというのは、そういうことなんです。行政として、絶対通らないかんところをきちっと通っていかんから、こんなことになるんや。嫌な思いしてますよ、みんな。こんな高飛車にやられると。

じゃあ商工会は幾ら、漁協でも一緒、組合員のためとかね、会員のためといひながら、じゃあ理事であったり役員がね、お前に金貸かしちゃらないかんけん、ようし、おららが損失補償しちゃらあいうて、誰が推せます。仮に推したとしても、必ず融資を実行するときには立ち止まる、みんなが。ええかえ、いうて。ほな、やがてこの制度は使わなくなるんですよ、何年たったち。借りたいもんは借れん、貸したいものは貸せんような制度を作ったって、誰が活用できる。ほんならいつの間にかなくなってってね、誰も運用しませんので、この制度はやめます、そういうことになってしまうんや、こんなものは。

町長が本当にね、商工会のね、育成を心配し、会員の小売業の皆さんのために何ができるか、漁協の組合員のために何ができるかいうて考えたらね、こんなこと出しどころやない。それこそこういう制度を利用して、

より一層連携取っていけばね、今の漁協の状態、組合員の状態、会員の状態がよう分かるんじや。今これがないなってしもうたら、全くつながりはないぜ、商工会とか漁協とか。まして漁協なんかは、県1や。わずか黒潮町のわずかな所でね、そこだけのことも心配できんのに、県1へ行ってしもうて、何ができます、政策に。もうちょっとね、ほんま本腰入れてね、あまりにも軽い。軽過ぎるぐらい軽いですよ、この文書は。嫌な思いをしちゅうですよ。そう思いませんか。これを読んで誰がうれしい、こんなもん読んで。

もうちょっとね、ほんまに黒潮町がね、一次産業の町や、東京へ行って、あっちこっち行って、カツオの町やって威張れるのは、漁協の組合員がこうやってこういう制度を利用して、頑張ってきてこんにちがあるき、言えるがやないですか。カツオも釣って来らたらね、カツオの町にはならんですよ。行きたくっても行けなかったら、漁師じゃない。行けるようにする制度やん、これが。

そのへんをね町長、もう一遍ね、反省しながらね、この文書の始末はきちっと、商工会なり漁協なり、誠意を持って対応するというで、最後の、私3回目ですから、あやふやな返事をせん、きちっとやりますということをお答えください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

この文書によってですね、嫌な思いをされたということ、そうであったかも分かりません。その点については反省も致します。そして漁協、あるいは商工会に赴いて、そのへんのことはですね、おことわりもしていきたいと思っています。

ただですね、今漁協の話が出ましたが、この漁業の経営資金の融資の契約がですね、県1漁協が相手方に今回なったわけです、事実上。それが、まだ契約が結べておりません。

そういった関係とかですね、さっきもろろ言いましたけど、かなり整備をしないことには十分説明ができない状況にあるんじゃないかと自分では思ってますので。まあその一環としてですね、こういうお願いも、要請もした話し合いをしたいということで要請したことでしたが。

まあ、いろんな不備があった点については、反省を致します。

（山本議員より「議長、今ちょっとかまんですか。3回やってますけど」との発言あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 14時 55分

再開 14時 59分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本久夫君の一般質問を続けます。

19番（山本久夫君）

それでは、2問目いきます。

人事考課についてということで、これは何回か私も質問してきました。

昨年の12月には100分の71で、みんな職員は素晴らしいという結果で、勤勉手当を支給されてるということで、それはそれで結構ですが、今度12月から6月までは今回初めて、その言えば査定の基準を作ってますね、やったと思いますんで。そのへんの結果をですね、ぜひお聞かせ願いたいと。

どういう結果であったか。

議長（小永正裕君）

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

人事考課につきましては、まあ近年の財政行政を取り巻く環境が急速に変化する中で、最小の経費で最大の効果を上げるためには、職員の能力を最大限に活用する必要があると考えまして、黒潮町人材育成基本方針に基づきまして、適正な人事管理、職員の資質向上、および組織力向上という観点から、勤務評定を実施するものであります。

これは質問者の言われますように、もう制度的にはもう数年前から制度化されたものでありまして、これがちょっと立ち遅れておりました。ほんで考え方の基本としては、まあたくさんある中でまとめて言いますと、1つ目には職員の能力の向上、2つ目には職員のモラルの向上、3点目に組織の活性化ということでありまして、

この取り組みにつきましては、旧佐賀町では平成15年度より実施しておりましたが、合併ということもありまして、黒潮町としての取り組みが遅れまして、実質的には昨年度に管理職を、そして、本年の6月1日付で今言われましたとおり、初めて全員の評価を行いました。今回はまあ一次評価である課長間のバランスも必要でありまして、両副町長と教育長で調整を行いまして、町長に提出をいたしました。

質問の内容にあります評価の内容でございますが、標準が100分の71というところがまあ標準でありまして、今回は221人全員が100分の71、C評価になっております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

まあまた12月に引き続きまして100分の71ということで、まあC評価、普通ということですがね。まあ基本的に公務員というのが、それが当たり前なわけで、それから悪いのがおるとどうかしちゅうわけで、それはそれで結構なんです。

まあせっかくですね、そういう評価制度を入れてですよ、やっぱり評価をしていくわけですから。悪い人を見つける評価じゃないわけで、いい人を見つけるんですから、もっと建設的に考えてですね、220人もおれば、中には1人や2人はね、優れた人はおると思うんで。そうしたことはやっぱり評価していかないと、これをそのままにしていくと、人事考課は何のためかいうたらね、ただ形式だけで、今度ら本当に一生懸命前向きにやる人が嫌になってくるわけですから、必ずそういう結果になるわけですから。ぜひね今後、次の12月には必ず、1つや2つは86.5とかね、そういう人が僕はおってもええんじゃないかと思うわけですから、町、今後の取り組みとしてね、ぜひそういう、どうしても作れというわけじゃない、おららつたらおららつたで結構なんですけど、評価をきちっとするかいうことを、やっぱり大事なわけですから、お願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

本当に旧大方町におきましては、人事評価制度の導入が旧佐賀町と比較しますと遅れていました。この件、合併してから初めて人事評価に取り組んだわけでございますけれども、この人事評価というのは、評価側としては大変難しい問題でございました。

ただ、各第1次職員の場合には第1次評価、これは管理職。それから課長の場合には、両副町長で評価をさ

せていただきました。

評価の内容につきましても、多少のばらつきはございました。まとめてまず評点を見ましたが、管理職の場合は、上限3.42、下限で2.57。それから一般職の場合は、上限で3.45、これはCのまあ上限になってきよりますが。それから、下限が2.54といったような形でですね、多少のばらつきがございました。これも率直なご意見でございます。

それで、議員ご承知のとおり処遇型の人事評価ということではなく、人材育成基本方針に基づきまして、まず人材育成を評価していくというのが、現在の5段階評価でございました。そういった点で、まだ今度の12月にはですね、ある一定の評価ができるのではないかなと、こんなに思っております。

こういった状況でございましたので、よろしくご承も賜りたいと、こんなに思います。

議長（小永正裕君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

この際、3時20分まで休憩致します。

休 憩 15時 05分

再 開 15時 20分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

通告書に基づきまして、質問させていただきます。

1 問目、これは生徒、児童への健全育成の観点から、お尋ね致します。生徒、児童の健全な育成のために、まあ通常大人の読む本で、読ませたくない、また見せたくないと言われてます有害図書とか、今でしたら成人用のビデオ、DVDを捨てる場所として、まあ皆さん、駅なんかに行ったら見かけたことはあると思いますが、白色のポストが立っております。これはまあ駅の中によく見かけますが、まあこれ当初のあれでは、列車の中で利用されて読んだ本とかを、そのまま列車の中に置くとか、ホーム、待合所に捨てないために、出た所にそういうポストを設置しております。これはほとんどまあいろんな団体からの寄附で、駅に設置されております。まあその当時でしたら、大人用の雑誌であったでしょうけど、時代が変わり、まあ今でしたら成人用ビデオとかDVDなども加わっておりますようです。

こう町内でも、段ボールの箱の中にきちんと整理されまして、成人用のビデオが約50本ぐらい回収されております、とお聞きしております。そしてまた、それとは違う場所でも同じような状態で、成人向けのやっぱりビデオが約40本。それと、成人用のアダルトのDVDが、人目に付くように開けて4枚、公園の中に落ちてたものも回収されておるとのお聞きしております。これはいずれも回収、処分はされておるようですが、それとまた、6月の一斉清掃の際にも、道路ののり面下の方には、そのような雑誌が何冊か落ちてて、それも回収されたようにお聞きしております。

そこでお伺い致します。これは大方の方にもやはり、そういうものを2カ所ぐらい設置すべきではなかろうかと思えます。その実例と致しまして、今は四万十町になっておりますけど、くろ鉄の四万十駅になつちようがですかね、今は名前が、名称が変わって。そこの方にもやはりポストがありますが、そこでの実績と致しまして、平成18年度で200部、同じく19年度で200部が回収をされております。町内においても、これだけの子どもに見せたくない有害ビデオ、DVDの放置があるようですので、これからの子どもたちのことを考えて、

健全な育成からも、町内のくろしお鉄道の構内、入野駅、佐賀駅の方に、構内に設置が必要ではなかろうかと私は考えておりますが、執行部の方は設置することについての考えがあるか否かについて、お伺い致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

それでは、森議員の有害図書、ビデオ、DVD等を捨てる場所について、町内に2カ所、白いポストの設置ということでのご質問にお答えを致します。

森議員の言われますように、近年、児童、生徒を取り巻く環境につきましては、非常に厳しいものがあります。いわゆる、以前については有害図書とされる雑誌類が主体でしたけれども、近年はビデオやDVDをはじめとして、携帯電話、あるいはインターネット等にもさまざまな有害情報があふれております。

ご質問の白いポストにつきましては、こうしたいわゆる有害図書等が児童、生徒に触れる機会を防ぐ意味で、設置が始まっております。近隣の市町村の設置状況につきましては、四万十市へ2カ所、これは土佐くろしお鉄道中村駅と、それから東下町にあるようです。それから、土佐清水市へ3カ所、これにつきましてはショッピングセンターと、それから公園の方へ設置をしているようです。さらに四万十町、これは旧窪川町ですけれども、こちらへ1カ所設置をされております。

19年度の回収状況ですけれども、土佐清水市の方で年間約250個、四万十町の場合は、年間200個程度ということでございます。ただ、四万十市の場合につきましては、2カ所とも鍵が壊れたような状態になっておりまして、現在は使用をされていないような状況でございます。それから宿毛市、大月町には、設置をされておられません。

また、管理や回収につきましても、警察署や補導センターなどが行っておりまして、市町村によって違いがございます。

黒潮町におきましては、議員言われますように、まあこれらの有害なものが廃棄されている実態が幾度か生じております。5月30日の補導センター運営協議会でも、報告をされております。

今回このような事件が発生をしておりますけれども、今後、他の市町村の設置に至った経緯等について調査をしまして、補導センター、あるいは中村警察署とも十分協議を行った上で、設置すべきかどうかについては慎重に判断をしたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

なかなか慎重な動きのようでございますけど、やっぱ、それほど慎重に検討せないかんことでしょうか。現実にはこういうものがあるということは、おたくが言うように5月の30日の報告を受けておるということですよ。報告受けてないがやったらいいんですけど、報告受けておるということですよ。

で、何も近所周りのことを聞かなくても、やはりそういう現実がある、分かっていることであるということ把握しちやうがでしたら、やはり、町単独でもやる。で、この場合、まあ私も思うには、青少年の補導センターの方に管理、委託はお願いせないかんと思います。中村の駅分だけは、私見ました。残念なことに、鍵が壊れてごみ箱になっておりました。これは、管理体制の問題だと思います。ほんで、ちょっとどこが管理しちやうか、ちょっとつかめてないがですけど、その場合には、それからまあ、清水の方でしたらやはり250部上がってきてる関係で、警察の方もぜひそういう設置はというような声があるようです。

で、確かに財政が逼迫（ひっぱく）しちやうというような話に持ってこられても困りますけど、これそんな、高いと言やあ高いかもしれんし、安いと言やあ安いかも知れん、ぐらいのもので出来るがじゃないかと思いがすが。

まあこれ事例で、四万十町の方の事例になりますが、製作費というのはこれはちょっと古いんで、これをそのまま当てはめることは不可能かもしれませんが、約1本が10万5,315円掛かっております。まあ現在ですからこれより多少、若干高くなるかもしれませんが、これなんかもガスボンベなんかは年度がありまして、その一定限年数がたつと、これを破棄処分にせざるを得んものになります。それでこれも50キロぐらいのボンベだったら、加工して流用ができるみたいです。そういうものを利用されたら、経費、まあこれも加工賃でしょうからこれぐらい掛かるかかもしれませんが、そういうものをどっかから頂いてきてやるか、もしくは、庁舎の東側にピカピカに光っておりますけど、この東の隅に。薄いとは思いますが、さびないステン、温水器の中の魔法瓶になる部分が、魔法の瓶でしょうか。あれがあこへ転がって光りよりもすがね、使うてくれ、使うてくれいうて、こんなものに。ああいうものをやれば、材料代も比較的安く仕上がると、私は思います。あれなんかも、どうせ処分せないかんがでしょう、行政の方も。どうせ処分するにお金掛かるがやったら、そういうことでの利用ということと、あくまでもこれ設置場所をくろしお鉄道さんの構内ということになりますので、ここの方は行政がそういうお願いをさせていただいて。

もう現実に、そういうもんが上がってきていますのでね。ない状態で、そういうものが報告もなされていないときに作れというがでしたら、もっと近隣市町村との動向を見て検討致しますいう言葉も、それはそれでよろしいかもしれませんが、現実にそういうものがあるということですよ。まあまたま捨てた方が、子どもさんの目に付かないようにでしょう、箱の中にきちっと入れちやうと言いますがよ、箱の中に入れちやうったということは、拾うたら完全に見えるということなんで。雨にぬれてしまったりすると、ビデオなんかも駄目でしょうけど、そういうところも考えたら、量が半端じゃないんですよ。こういうものが子どもさんの中へ流れるということになると、もっともっと大きな問題があるがではなかろうか。

それからまあ、坂本次長さんが言われるように、今はインターネットをやれば、そらあもっと過激なもんが見えるでしょう、それはまあ有料サイトになりますけど。まあそれらも、今の子どもさんやったら、やろう思やあやれるでしょうけど、そういうことよりも、これはもう家の中のことになりますのでね。不特定多数のもんが誰でも拾える場所じゃないんで。やはり、これちやうと言葉が悪いけど、保育園児でも今ビデオ使うことは知ってます。何やら分からんけど持って来て、拾うて来たけんいうて見ることも可能、親よりも、おじいちゃん、おばあちゃんよりもずっと保育園児の方が、ビデオとかDVD使うことは慣れちやうと思いがすが、操作が。そういうことなんかも考えた場合、これはあくまでも生徒だけやなくて、その下の層、いわゆる保育園児でも可能なことになりますので。まあ大体、親の時間に見りやあええことになりますのでね。

そういうことも含めて、やはりもっと前向きにやっついかん、いけないがじゃないでしょうか。私はこれ、もう即座に判断して、確かに経費は掛かりますよ。経費が掛かるということと、子どもの本当の健全な育成を願うことやったら、子どもの健全な育成願う方が、このぐらいのお金やたらと重要ながやないでしょうか。でも、できたら同時に2本立てれるようにして、そういうことで。

でまあ、またこれもあれやないですけど、やはり管理の方は、まあ少年補導センターの方をお願いをされて、委員会の方から。で、実際にこれをつけたけんいうて、そんだけ上がるかどうか分かりませんが、実績が上がってくるにはやっぱり一定限の時間が要ると思いがすが、つけてすぐから上がるとは思いませんので。

そういう意味からもぜひ、私はやるべきではないかと思いがすが、再度お伺い致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えを致します。

確かにですね、経費面については割と安く設置はできると思います。

しかしながら仮にですね、設置をするとなれば、当然駅の構内等の、まあ人目に付く場所への設置となります。旧窪川町に設置をしております白いポストにはですね、子どもに読ませたくない本、カッコ、ビデオ、DVDは、この中へ入れてくださいというふうな形で、まあ大きな字で書いてあります。こういうものをですね、設置をした場合に、地域住民やですねそれから子どもたち、それらにどういう影響があるかということについてもですね、十分検討する必要があるかと思えます。

従いましてこの件についてはですね、管理面等も含めまして、慎重にまあ検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

次長、その周りにどのような影響があるかを調査せないかんという言葉ですし、それから児童がどのような影響があるか、まあ大概子どもさんでも、字が読めたら分かると思いますよね、見せたくないもんを捨てる。まあ時々、何かあの重たいもんが移動しちようことがあるらしいですがね。それは、中に入っちようものを取りたくって、まあどっかよその場所でしょうけど移動が、歩くもんじゃないので、逆さまにするとかして中のもんをこう取りたいとかいう、そういう行動もあるかもしれません。そういうこともあったみたいなお聞きしております。何メートルもそんなもんが歩くはずないけん、まあ中のもんが欲しくて移動させたということだと思いますが。ほんな、周りに影響いうて、駅です。私が言うのはやはり、くろしお鉄道さんの構内をお借りせないかんという部分があります。けどやはり、そこは行政がきちっとお話をしていただいたら、向こうも一定限の理解は得れる範囲だと思います。そんなにしてちゅうちょしておることの方よりも、やはり一歩でも二歩でもやっぱり、経費的にも確かに20万、30万、教育委員会にはなかなか重いあれかもしれませんけど、そういうものも含めて、やはり取り組むということが大事やないでしょうか。言葉で子どもの健全とかいうことで、朝のあいさつ運動とかいうことをやってることと同じ意味があるのではなからうかと思えますが。

それは確かに、捨てに行く方の大人の方がね、捨てづらいということはあるかもしれんけど、時間をずらして、人のおらん時間帯に捨てに行ったらええことであってよね、人がいっぱいおるときに捨てに行く大人もおらんと思いますよ。やけん、それが出来たから子どもにどんな影響があるかいうことを考えないかんことでしょうか。まずやっぱりやってみるという、検討してその前向きに取り組むということが必要ながやないかと思えますけどね。もう実質的に、去年度にこんだけ、今年かな、これが上がった分が。ビデオで約100本ですよ。こんな量が上がってきたいうこと自体の方を重要視せないかんと思えます。やけん、そういうもんがあったら小まめにそのポストへ、まあ夜間入れてくれることによってよね、そういうような大きな量で、箱の中で捨てるということがなくなると、私は考えておりますが。

もう、早急にやってみるというような気持ち、ありませんか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

再々質問にお答えをしたいと思います。

今、森議員から質疑をされましたように、ビデオが90本ですか。それから、DVDが4本ということをお聞きしました。

この間の補導センターの運営協議会では、DVD4本というふうに私は聞いておったがですけども、現実には90本、100本というふうなことになりますと、これは今後やっぱり真剣にですね、考えていかないかんというふうにも思います。

先ほど次長が言いましたように、私たちが心配をしているのは、これを立てることによって、まあ子どもたちに対する環境面からですね、心配をしておったところです。

財政的にはですね、この白いポストを作るために、材料を町民からもうすでに支給もされているというふうなことを補導センターの方からも聞いておりますし、そういう面から言いますと、本当にお金が掛かることではない、いうふうに思っております。

まあそういうことで、もう少しですね待っていただいて、この今の状況、深刻に受け止めて、これからですね補導センターとも協議をしながら、できれば前向きに検討もしたいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

1問目の質問はこれで終わります、3回やりましたんで。

2問目になりますが、2問目の中の1番目です。まあこれ、2問目はケーブルテレビにかんしたことの質問になります。

2の1ですが、現在町内にはテレビの難視聴地域と難聴地区解消のために、いわゆる共聴アンテナ施設がNHK8施設で482世帯、自主的というか住民の方々の自主的共同共聴アンテナが16施設で292世帯、計774世帯の方々が利用されております。

これが、地上デジタル放送が開始になることによって、新たなる難視聴地域が多くなるのか。多くなる数字があるんでしたら、その数字をつかんでる範囲でお願いを致します。

2問目ですが、この光ケーブルでの利用でのケーブルテレビですが、この維持管理費の試算が、町内世帯数の70パーセントの加入で計算をされておりました。これが、今年の4月30日現在が5,761世帯のようです。これの70パーセントは、まあ約4,032世帯。それで、1カ月1,000円で12カ月ということになりましたら、年間4,838万4,000円の収入を見込んでおりますけれど、この維持管理費の方が、いわゆる総事業費15億1,900万円、光ケーブルであれば4パーセントの経費だということだったので、これでいくと6,076万円の費用に対して、収入が4,838万4,000円ということは、これは1,237万6,000円の不足になります。説明の所では、これを他の収入で補うとどのような説明があったと、私認識しておりますですが、そのこの出てくる、発生する不足額は、どのような収入で賄う考えかについて、お尋ねを致します。

3番目ですが、これは区長会なんかでもちょっと出ましたけど、いわゆる災害発生時の町内緊急連絡を無線でなく、いわゆる光ケーブルを利用して、各家庭にFM放送の伝達を考えておるようですが。この点ですが、ケーブルに加入しなかった家庭への対応は、どのようになさるのか。

それと地震、台風になったときに、一番先にケーブルというものがやばいと思うんです、私素人で分かりませんが。切断ということが起こった場合の対応は、どのような対応をお考えなのか。

4番目ですけど、まあ難聴地域についてですが、現在の24ある共聴施設については、デジタル放送かUHFという電波で来ます。この電波の弱点は、ケーブルを流れるときに抵抗で電波が弱くなって、距離があろうがな

だろうが、やはり鮮明な画像が見えなくなるということで、それは抵抗に強い同じデジタルであっても、VHF波に替えることによって、そのままデジタルのテレビに対応ができるというように、専門的な知識のある方からお聞きしております。

NHKに問い合わせた際の説によりますと、この今ある既存の施設をA、B、Cの3つのランク分けをしておるようでございます。で、NHKさんの説明によりますと、Aランクとは、電波の変換器だけを替えることで、そのままその施設が使えるもの。ほんでBランクとは、その機械とわずか、まあちょっと大きかったけど話が、50センチのアンテナの移動で対応ができること。ただ、問題点として言われたのは、Cランクというところがございまして、ここについては、もう大移動が要りますと、アンテナの。けどその移動をすることで、対応はできるというように説明を聞いております。

で、まあ、このいうことに詳しいことによりますと、この変換器というのが約200万程度で済むというように聞いておる、これはあくまでも機械のお値段でございますけど。で、それでデジタル放送が見えるようになるし、まあ、一番ええのはその閉鎖になるまでの3年間の間、もしやるとしたら、その今のアナログも置いて、そこに今のデジタルの器具も付けて、ほいで途中でミックスするミキサーというものを付けたらそれがそのまま流れるんで、テレビを買い替えずにそのまま3年間は、アナログテレビでもその両方やれるんだから見えるようになるし、いうことをお聞きしております。

この方が、経費もかなり安く済む、ケーブルの15億1,900万という経費を掛けずにも、これは対応できてると思うんです。で、執行部が言うようにね、そりゃあインターネットの高速で容量も速く、それはそれのものすごい利点はあると思います。それによって商売なさる方がどんだけおるか知りませんが、それで商売をなさる方もおいでるかもしれませんけど。

もうそういうことですが、このような費用面がかなり違ってくると思いますが、これでの対応についての考えはないのか、お伺い致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは、私から森議員の2番目、ケーブルテレビについてお答えさせていただきたいと思っております。

まず1番の、町内のテレビの難視聴地区がですね24地区あるが、地上デジタル放送開始になることで、今以上にまあ難視聴地区が多くなるかということでございますけれども。一般的には、現在の難視聴地域がですね、地上デジタル放送の難視聴地域となるのがまあ予想されておりますが、アナログ波とデジタル波では、電波の到達する範囲が異なると考えられておまして、地上デジタル放送移行に伴い、受信可能となる地域、世帯も出てきます。またその逆として、移行に伴い、受信不可能となる地域も発生すると予想されますので、これはまあ新たなまた難視聴問題とも言われておりますけれども。

従いまして、まあそのほかにも現在アナログ波を受信できている場合でも、その映像のまあ品質には格差があり、誰もがきれいな映像を見ているわけではないという、まあ現実もありまして。これらのことから、地上デジタル放送が開始されたからといってですね、一概に難視聴地域が多くなる、まあ少なくなるといった、まあ表現するのはですね、まあ詳細な調査をしない限り、難しい状況であるというふうに考えております。

なお、共聴施設の数と世帯数を言われましたけれども、現在ですね、情報基盤整備の基本計画を調査致しましたところ、共同受信施設の数ですね、一般共聴施設がまあ27カ所、531世帯。また、NHK共聴施設が8カ所、まあ544世帯で、町全体では5,761世帯のうち、まあ1,075世帯、約18.7パーセントとなっております。

次に、2番目のケーブルテレビの維持管理費の試算を、加入世帯で70パーセントでも収入よりも費用額が多

額になるようだが、まあその不足額を何で補うかについて、のご質問ですが、CATV、まあケーブルテレビを整備した後の維持管理方法につきましては、直営方式、IRU方式、また委託方式、および指定管理者などがありますし、告知端末をFMにするのか、またIPにするのか、いろんな方式がありますので、現時点では具体的な維持管理方針を立てるまでに至っておりません。

従って、維持管理費に幾ら掛かるのか数値を出すのが難しい状況ですが、参考までに申し上げますと、今森議員も申されましたけれども、全国の平均的な管理費は事業費の3パーセントから4パーセントと言われております。また、利用料を幾らかに設定するかによって、まあ大きく違ってきますので、現段階で不足するかどうかの判断は難しい状況であります。いずれにしても不足額が出ないよう、今後努力していかねばならないと考えているところでございます。

他の収入でお補うというお話もございましたけれども、この他の収入というのはですね、ケーブルテレビのまあ収入と合わせて、インターネット関係でですね、IPやった場合にはインターネットのまあ使用料等が入りますので、まあそういった部分でですね、補うというふうな考えもあります。

次に、防災行政無線をケーブル利用で各家庭へFM放送で周知のことだが、加入しない家庭はどうなるのか。台風、災害時にケーブル切断になると考えられるが、どのように考えているかという質問でございますが。防災行政無線と情報基盤整備は目的が違いますので、情報基盤整備によって全面的に防災行政無線の肩代わりをすることはできませんが、行政としては情報基盤整備、まあCATV等の整備をすることによっての防災面での活用は、ポスト防災行政無線と考えておまして、災害時の告知や行政情報告知には、各家庭に設置した告知端末で行う計画です。

そこで、加入しない家庭はどうなるのかのご質問ですが、告知端末にかんしましてはCATVへの加入、非加入にかかわらず、全世帯役場負担により設置することを考えております。

また、台風、災害時にケーブルの切断になると考えられるが、執行部はどのような考えているかということでございますが。一般的に有線であるCATVと、無線である防災行政無線とを比較した場合には、断線の恐れのない無線が有利という考え方があります。防災行政無線は防災面での活用を、またCATV整備はですね、情報基盤の充実を目的としており、解決しようとする課題自体が異なっておりますので、どの課題を優先的に解決するか、行政としてどこに力点を置くかといった問題だと考えております。

従いまして町と致しましては、現時点では5月の議員協議会でも方針示しましたとおり、情報基盤整備を優先したというものでございます。

ちなみにFTTH、まあいわゆる今回やろうとしております光ファイバーケーブルによる整備につきましては、整備の場合は従来の同軸ケーブルの整備とは違い、柱にアンブや電源供給機器が存在しないことから、故障に対するリスクは、まあ少なくなっています。また、ケーブルそのものが耐久性が向上しており、柱の倒壊程度による断線がなくなっておるのが現状でありますので、この整備を現在のところ考えておる状況でございます。

次に、難視聴地区解消の方法として、まあ現在あります24共聴施設、アンテナ施設を、デジタル電波対応施設への変更により対応する、についてでございますが。まあ町としましては、先ほども申し上げましたとおり、全戸にCATVへの整備をする方向で考えておりますので、現在ある共聴施設の整備は考えておりません。

ただし、住民の方の中には、CATVへの加入にはまあ使用料が掛かるので、まあ入らないという方も出てくるかもしれませんが、その方は、まあ個人で地上デジタル放送が見えるようにしてもらえないのかなど、今のところ考えております。ただし、まあCATV加入者の中で、生活保護世帯や低所得者世帯には、免除規定を設ける必要があるのではないかと考えております。

ただ今、森議員が申されましたNHK共聴のまあA、B、Cの補修方法もありますけれども、まあこれにはさま